

令和5年度担当課評価

★（重点課題）

資料3
西 東 京 市
男女平等参画推進委員会
令 和 6 年 7 月 16 日

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
1	I-1 ★ (1)	①情報誌パリの発行と配布	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。	A	10月発行 31号 特集 インタビュー高尾美穂医師「女性特有の健康課題とは生理痛・不妊治療は積極的な対策が肝心」 3月発行 32号 特集「SNSがもたらすトラブルや犯罪に巻き込まれるリスクとは？」 各10,500部発行 配布先 西東京市立中学校、保育園（私立等含む）全生徒、園児 31号より、サイズをA5、カラーは4色に変更した。 から一版としたことで、見やすくなった、関心を持つようになったとの感想を受けた。 配送方法についても、変更しスピーディに届くようになった。	○	○	○	○	○	○	○	市内公立中学校全生徒に配布している。中学生に興味を持って読んでもらえる内容を取り入れ、男女平等啓発を行う。	
2		②情報の提供	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。	協働コミュニティ課	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市HP、パネル展また、センターの資料などを充実しセンター内の展示なども工夫をして、さまざまな媒体を通して、情報提供を行う。	A	男女共同参画週間及び、女性に対する暴力をなくす運動期間に、パネル展示と講演会を実施した。その他、講演会及び講座を8回実施し、市報、ホームページ等に掲載して、啓発を行った。	○	○	○	○	○	○	○	男女平等意識や男女平等参画について、引き続き市報、市HP、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行う。また、若年層にも分かりやすい表現での情報提供を工夫する。	
3				秘書広報課	持ちうる広報媒体（市報・HP（SNSを含む。））を最大限に活用しながら、引き続き紙面およびHP画面について男女平等意識に留意し、情報提供していく。	A	市報・HP等の広報媒体においては、担当課と調整を図り、男女平等意識に留意した情報発信に努めた。 特にX・Facebook・LINEなどのSNSについては積極的に活用し、より多くの人を対象に情報提供をした。	○	○	○	—	—	○	—	男女平等に留意しながら、多くの方に情報が届くよう見せ方を工夫する。	
4				公民館	ポスターの掲示及びチラシや広報紙の配架により、市や関係機関、市民団体等が実施する男女平等意識や男女平等参画に関する啓発事業や学習機会の提供を行う。	A	ポスターの掲示やチラシ、広報紙等の配架により、庁内関係部署及び関係機関、市民団体が行う男女平等参画に関する啓発事業について、情報提供を行った。	—	—	—	—	—	—	○	引き続き、男女平等や男女平等参画に関する情報提供に努める。	
5				図書館	男女平等意識や男女平等参画に関連する資料の展示を行う。	D	協働コミュニティ課と調整がつかなかったため、令和5年度については実施しなかった。	—	—	—	—	—	—	—	協働コミュニティ課との、展示の内容や実施方法についての調整	
6		③パリテまつの開催	パリテまつりを開催し、多くの市民に向けて、男女平等参画について発信します。	協働コミュニティ課	パリテまつりを開催し、広い年齢層の参加を目指し、男女平等参画について発信する。	A	第16回パリテまつり実行委員会が企画運営し、コール田無・住吉会館の2会場で開催した。開催後、アーカイブ配信も実施した。 テーマ「みんなの未来をカラフルに輝かせよう」 コール田無会場：演劇、演舞、4講座を開催 住吉会館会場：3講座を開催 若年層の参加数を増やす取組として、子どもと一緒に参加してもらえる多様性をテーマをした演劇を開催した。 その他のイベントも子育て世代に、興味を持っていただけることを目標に開催し、親子参加も多く好評であった。	○	○	○	○	○	○	○	引続き若年層の参加率の向上	

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
7	I-1 ★ (2)	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図り、男女平等参画に関わるさまざまな問題について、ともに考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課	企画運営委員会の企画による講座として、パリテ講座・DV被害者支援のための自立支援講座・パリテまつりでの講座等を開催する。	A	男女共同参画週間 講演会 1回 女性に対する暴力をなくす運動期間 講演会 1回 男女平等推進センター講座 8回 パリテまつりイベント 9回 を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	講演会等の開催情報の広報方法の検討	
8				子ども家庭支援センター	子育てひろばにおいて父親支援事業を開催する。	A	父親の来場者数は、のどか広場で1,798名、ピッコロ広場で2,153名であった。前年度と比較し両広場ともに父親の来場者は増加した。 令和5年度から「広場であそぼう」を実施し、簡単な工作や、できた工作物等で遊んだり、手遊びを行った。	○	○	○	○	○	○	○	令和5年度は、感染症にに対して細心の注意を払う必要のある乳児・幼児の健康を考え、行事を少しずつ増やしていった。令和6年度は通常通り事業を行う。父親支援については、参加のしやすい行事内容を引き続き検討していく。	
9				公民館	男女平等参画の視点を取り入れた講座を開催する。	B	・はじめての子育てに不安を感じる母親を対象とした保育付き講座では、令和5年度から土・日曜日も保育を実施できるように制度を変更したことを受けて、日曜日に2回、夫婦で参加する回を設けた。互いに一個の人格ある存在として向き合うことで、夫婦の関係を見つめ直す機会となった。（柳沢／子育てがラクになる、はじめてのママ講座～仲間との対話で笑顔の毎日を～） ・男女平等参画の視点を取り入れた講座として、子育て中の女性を対象に女性の生きづらさ、働きづらさの問題を社会構造の問題としてとらえる保育付き講座、子育て中の人を対象にワーク・ライフ・バランスを考える保育付き講座を開催。後者は日曜日に2回公開講座を開催した。連続講座参加者については、夫婦で参加できるように保育を実施し、1回はオンライン参加も可能としたところ、男性の参加があった。（芝久保／子育て中の人のための講座 ママもパパも楽しくワークライフバランス～子育て・家事を人生のキャリアに～、ひばりが丘／「未来のタネ」がきっと見つかる～夢がかなう子育てのヒント～）	○	○	○	○	－	○	○	男女平等参画の視点を取り入れた講座を開催する。	
10		②資料の収集と図書の貸し出し	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを行います。	協働コミュニティ課	男女平等に関する資料の収集及び図書の購入や図書コーナーの配置や資料の配架などの工夫を図り、講座参加者に周知するなど、貸し出しの促進を図る。	A	各市の計画や情報誌等資料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書コーナーに設置し、いつでも市民が学習できるよう環境を常時整備している。また、男女平等推進センター内に絵本コーナーを引き続き設置するなど工夫した。新着図書を掲載した。講座等で関連する貸出図書を設置し、案内を実施した。 現在の蔵書2,211冊(内ビデオ20本) ○令和5年度貸出し 125冊	○	○	○	○	○	○	○	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを継続して行う。蔵書内容についてのPR方法を引き続き工夫する。	
11				図書館	引き続き資料の収集・提供を行う。	A	当館の資料収集基準を基に、資料の収集・提供を行った。	○	○	○	－	○	－	○	引き続き資料の収集・提供を行う。	

令和5年度担当課評価

★（重点課題）

資料3
西 東 京 市
男女平等参画推進委員会
令 和 6 年 7 月 16 日

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
12	I-1 ★	(3)	①情報誌パリティや講座等によるメディア・リテラシーの普及・啓発の推進	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーの普及・啓発を推進します。	協働コミュニティ課	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーについて配架図書の充実と活用をしながら普及と教育を実施する。	B	各市の計画や情報誌等資料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書コーナーに設置し、いつでも市民が学習できるよう環境を常時整備している。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、様々な手段での情報提供を検討する。
13			②市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底	市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、庁内に周知するとともに、作成したガイドラインの具体例について適宜追加を行います。	協働コミュニティ課	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインの庁内庁内周知を図る。	A	職員用定型文内に内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」と、表現における男女平等ガイドライン事例集を定型文に掲載した。	○	○	○	○	○	○	○	庁内関係部署への周知を行う。
14					秘書広報課	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。	A	市報・HP等の広報媒体においては、担当課と調整を図り、男女平等意識に留意した情報発信に努めた。特にX・Facebook・LINEなどのSNSについては積極的に活用し、より多くの人を対象に情報提供をした。	○	○	○	—	—	○	—	男女平等に留意しながら、多くの方に情報が届くよう見せ方を工夫する。
15	I-2 ★	(1)	①男女平等の視点にたった名簿等の活用	学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点にたって児童・生徒一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できるよう留意します。	教育指導課	名簿等の作成や中学校の保健体育科の男女共習について学校訪問等で助言をする。	A	市立小中学校全校で男女混合名簿を作成、活用を行った。中学校全校で学習指導要領に基づき保健体育科の男女共習を実施した。またこれらについて市教育委員会は学校訪問等で助言をした。	○	○	○	○	○	○	○	名簿等の作成や中学校の保健体育科の男女共習について各種目での実施の方法について学校訪問等で助言をする。
16			②固定的な性別役割にとられないキャリア教育の実施	2	教育指導課	進路指導主任会やキャリア教育担当者連絡会、年次研修においてキャリア教育をテーマに設定するなど、一人一人の子どもたちのよさを引き出し、生き方を考えさせるための指導について、研修等を実施する。	A	進路指導主任会やキャリア教育担当者連絡会においてキャリア教育をテーマに設定するなど、一人一人の子どもたちのよさを引き出し、生き方を考えさせるための指導について、研修等を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	進路指導主任会やキャリア教育担当者連絡会においてキャリア教育をテーマに設定するなど、一人一人の子どもたちのよさを引き出し、生き方を考えさせるための指導について、引き続き研修等を実施する。
17			③学校等における男女平等教育の実施	男女共修や介護体験などを通じて、男女平等教育を実施します。また、からだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した性教育を実施します。	協働コミュニティ課	男女平等参画に関する情報誌パリティを全中学校生徒に配布し、男女平等参画に関する理解促進を図る。	A	10月発行 31号 特集 インタビュー高尾美穂医師「女性特有の健康課題とは生理痛・不妊治療は積極的な対策が肝心」 3月発行 32号 特集「SNSがもたらすトラブルや犯罪に巻き込まれるリスクとは？」 各10,500部発行 配布先 西東京市立中学校、保育園（私立等含む）全生徒、園児	○	○	○	○	○	○	○	市内公立中学校全生徒に配布している。中学生に興味を持って読んでもらえる内容を取り入れ、男女平等啓発を行う。
18					教育指導課	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、教員研修会の実施、人権教育推進委員会の設置、指導主事による学校訪問時の指導・助言等の活動により、教員の男女平等意識や人権意識をさらに高める。	A	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、人権教育に係る研究奨励校において研究を深め、人権教育の一層の充実を図った。人権教育推進委員会では、LGBTQについての研修を行い、男女平等や性自認について、一層の理解を深めた。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、学校における人権教育の一層の充実を図る。
19			④保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった関係図書の紹介等	保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などの紹介等します。	協働コミュニティ課	保育園や児童館、図書館などにおいて、継続して男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などを紹介する。	A	相談員による、お勧め図書なども紹介した。おすすめの絵本や児童書を掲載したパリティブラリーニュースを発行し、児童館等にも配布した。	○	○	○	○	○	○	○	関係図書を手に取りやすい環境づくりの引き続きの実施と、保育園、児童館等への図書の紹介を増やしたい。
20					幼児教育・保育課	男女平等の視点をもった図書の情報把握、共有に努め、意識啓発に努める。	A	各基幹型保育園においては、乳児連れの親子に読み聞かせ等を通じて図書（絵本）の紹介を行うとともに、各園において在園児向けに読み聞かせ等を等を通じて図書（絵本）の紹介を行った。また関係機関紙や関連研修時等の推薦図書を参考に、図書を選択するよう努め、保育における意識啓発に取り組んだ。	○	○	○	○	○	○	○	今後も引き続き、男女平等の視点をもった図書の情報把握・共有に努め、意識啓発に取り組んでいく。
21					児童青少年課	引き続き男女平等の視点を持った児童図書の紹介し、意識を啓発する。	A	パリティが作成した男女平等の視点を持った図書が紹介されたリーフレット「パリティブラリーニュース」を各館で掲示・配布した。	○	○	○	○	○	○	○	男女平等の視点を持った児童図書の紹介をし、意識を啓発する。
22					図書館	引き続き、児童向け発行物の掲載図書に関係図書を選書するよう努める。	A	男女平等に限定せず、広義の平等についての視点をもった関係図書を、「すいせん図書」に紹介し、市内小学校・中学校の全児童・生徒に配布した。	○	○	○	—	—	—	—	引き続き資料の収集・提供を行う。

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
I-2	(2)	①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、学校における人権教育の一層の充実を図る。	A	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、人権教育に係る研究奨励校において研究を深め、人権教育の一層の充実を図った。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、学校における人権教育の一層の充実を図る。	
		②多様な性や生き方に関する理解の促進	すべての人々がそれぞれの立場で性自認・性的指向の差別解消の取り組みを協働で進めるために、性的マイノリティの理解に向けた講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課	情報誌を通じて多様な性に関する情報提供を行う。また、多様な性に関する講演会等を実施する。	A	人権週間において、人権パネル展を開催し、人権啓発活動に関するパネルとあわせて、LGBTQの理解促進のパネルを展示した。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、様々な手段で情報提供をする。	
		③情報誌パリティの発行と配布（再掲）	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。（再掲）	A	10月発行 31号 特集 インタビュー高尾美穂医師「女性特有の健康課題とは生理痛・不妊治療は積極的な対策が肝心」 3月発行 32号 特集「SNSがもたらすトラブルや犯罪に巻き込まれるリスクとは？」」 各10,500部発行 配布先 西東京市立中学校、保育園（私立等含む）全生徒、園児 31号より、サイズをA5、カラーは4色に変更した。から一版としたことで、見やすくなった、関心を持つようになったとの感想を受けた。 配送方法についても、変更しスピーディに届くようになった。	○	○	○	○	○	○	○	市内公立中学校全生徒に配布している。中学生に興味を持って読んでもらえる内容を取り入れ、男女平等啓発を行う。	
		④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域とともに暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課	西東京市多文化共生センターの運営	A	【西東京市多文化共生センター】 ・月～金曜日 午前10時～午後4時まで開所（正午から1時を除く） ・外国籍市民の日常生活相談222件、外国籍市民支援活動先の紹介等66件、その他の施設利用844件、多言語情報の提供81件、窓口通訳利用58件、外国語ボランティア派遣事業24件、多言語通訳サービス利用42件 外国籍市民の多言語相談に応じたり、多言語情報の収集・提供などを行うなど、多文化共生センターは外国籍市民の相談窓口及び支援ボランティアの拠点として役割を果たすことができた。また、多文化共生センターでは、様々な言語に的確に対応するため、相談員による通訳（英語・中国語・韓国語・スペイン語）のほか、タブレット端末を用いたテレビ電話による多言語通訳サービス（17言語以上）による多言語対応を実施しており、多様な言語による対応を可能にすることで、外国籍市民の相談にも円滑に対応し、問題解決を図ることができた。出入国に伴う手続きや就労や医療に関することなど、より専門性の高い相談については、東京都や関係機関の窓口などを紹介しているほか、市の福祉丸ごと相談窓口と連携するなどして対応することができた。 その他、日本人市民に対しても外国籍市民支援活動先の紹介等に取り組んだことは、日本人市民の外国籍市民を尊重する意識づくりに寄与するとともに、通訳ボランティアの活動を通じ、ボランティアを行う日本人市民や、依頼先の外国籍市民がお互いを理解する機会に繋がりを、多文化共生の推進に寄与することができた。	—	○	—	—	—	—	—	以前より多文化共生センターの認知度の向上を検討しており、市報やHP、名刺サイズの周知カード等による周知を実施した。前年度と比較し、相談件数が増加する等認知度向上の兆しが見えるが、さらなる向上のため、周知方法について引き続き検討する必要がある。	

令和5年度担当課評価

★（重点課題）

資料3
西 東 京 市
男女平等参画推進委員会
令 和 6 年 7 月 16 日

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
27	I-2 （3）	①男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布	男性と女性がともに子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。	子育て支援課	子育てハンドブックを作成・配布し、男性・女性ともに子育てに必要な情報を提供する。作成に当たっては男女平等の視点に留意して編集する。	A	子どもを育てる家庭への情報提供として、子育てハンドブックを作成し、広く配布した。作成に当たっては、男性・女性が、ともに子育てを行うことを想定して、男女平等を意識しつつ編集した。	○	○	○	－	○	○	○	引き続き、子育てハンドブックを作成し、男性・女性ともに子育てに必要な情報を提供する。	
28		②保育士等職員を対象とした男女平等意識の啓発	幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、啓発を行います。	幼児教育・保育課	幼稚園補助金として、幼稚園教諭の研修参加費の補助を実施する。（市内私立幼稚園13園、類似施設2園） 男女平等推進主管課から男女平等意識啓発を主目的とする研修案内等があった場合は市内私立幼稚園に対してこれを周知し、参加を促すよう努める。	A	私立幼稚園教育の振興及び充実を図ることを目的に交付している幼稚園補助金により、幼稚園教諭の研修参加費等を補助した。（市内幼稚園14園・類似施設1園） 文部科学省から発出された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」を踏まえた取組のための資料については、市内私立幼稚園に対してこれを周知した。 （男女平等推進主管課からは、こちらから提供依頼をかけるような男女平等意識啓発を主目的とする研修案内等は無かった。）	○	○	○	○	○	○	○	幼稚園補助金を継続する。 男女平等推進主管課から男女平等意識啓発を主目的とする研修案内等があった場合は市内私立幼稚園に対してこれを周知し、参加を促すよう努める。	
29				幼児教育・保育課	専門研修の参加、各園OJTの実践等により、保育の基本理念として、継続して意識の向上に努める。	A	キャリアパスに基づく各研修及び各園OJT等により継続的に意識啓発を行い実践した。またその効果は、園だよりなどの記載で園児の呼称を統一（性別ごとに「くん」「ちゃん」と使い分けるのではなく「さん」に統一）したり、園児の言動をその性別に起因するものとして捉えず一人一人の違いとして尊重するなど、身近なところに現れている。	○	○	○	○	○	○	○	意識啓発を図り実践していく。	
30				児童青少年課	引き続き、学童クラブ指導員研修の際に、男女平等の意識に基づいた指導ができるよう研修の中でチェック表等で再確認し、業務に反映させる。	A	学童クラブ指導員研修の際に、子どもの人権研修にあわせ、男女平等の意識に基づいた指導ができるよう研修し、業務に反映させた。	○	○	○	○	○	○	○	学童クラブ指導員に対して、更なる男女平等の意識付けを行う。	
31		③男女平等教育を推進するための教員の研修の実施	教員が男女平等意識に基づいて、子どもたちを教育・指導することの効果・必要性を学び、現場で役立てられるような研修を実施します。	教育指導課	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、教員研修会の実施、人権教育推進委員会の設置、指導主事による学校訪問時の指導・助言等の活動により、教員の男女平等意識や人権意識をさらに高める。	A	「人権教育プログラム」の全教職員配布、教員研修会の実施、人権教育推進委員会の設置、指導主事による学校訪問により、「教師と子どもとの関り」「教室環境」「学校が発行する文書等」「個人情報の管理」の観点から教員の男女平等意識や情報モラル等の人権意識をさらに高めるよう助言をした。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、教員研修会の実施、人権教育推進委員会の設置、指導主事による学校訪問時の指導・助言等の活動により、教員の男女平等意識や人権意識をさらに高める。	
32		④民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発	民生委員・児童委員や自治会・町内会長などの地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図る。											
33				地域共生課	新任者・現任者に限らず継続的に研修を実施するなど意識の醸成を図っていく。	A	東京都や東京都社会福祉協議会が実施する様々な民生委員対象研修の機会や、都や市の関係機関の実施する、様々な講演会等の情報提供を行い、意識の醸成を図った。	○	○	○	－	○	－	○	民生委員の就任・退任があるため、引き続き、新任者・現任者ともに研修等の機会を継続的に設ける必要がある。	
34	I-3 ★ （1）	①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課	暴力についての講演・DV冊子の配布を行う。	A	10月中に市内の公立私立の中高教員、職員に対してデーDVパンフレット、DV冊子、女性相談カードの配布を実施し、DV防止と相談窓口についての周知を実施した。 9月、職員向けにDV講座を実施し、DVの基礎知識や被害者、加害者への対応についての学習機会の提供を行った。	○	○	○	○	○	○	○	予算により印刷部数が減少するため、情報が行きわたるよう配布方法、対象の工夫が必要である。印刷物以外での啓発方法を強化していく。	
35		②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課	デートDVパンフレットの配布	A	10月中に市内の公立私立の中学3年～高校生にデートDVパンフレットの配布を学校を通して実施した。	○	○	○	○	○	○	○	印刷物数を考慮し配布方法、対象を工夫する。印刷物以外での啓発を実施する。	
36		③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携を進めます。	協働コミュニティ課	暴力の早期発見、対応に向け庁内相談窓口・警察との連携を進める。	A	6月、3月に配偶者暴力被害者支援担当者会議を開催し、関係機関、関係各課との連携をはかった。	○	○	○	○	○	○	○	令和6年施行の女性支援新法の支援調整会議との統合、整理。	

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価		評価の着眼点							次年度の課題
									1	2	3	4	5	6	7	
37	I-3 ★ (2)	①相談窓口の 周知と情報の 提供	さまざまな相談窓口を通してDV の被害者を発見し、適切な支援に つなぐため、相談窓口の周知を図 り、DVについて情報提供を行いま す。	協働コミュニティ課	女性相談カード、デートDV相談 カード等の配架、配布。HPや SNS、市報等で、繰り返し相談窓口 の情報提供を行う。	A	女性相談カード、デートDVパンフレット等の配架、配布を実施、 市報は年3回、若者の性暴力予防月間や年末年始等適宜、HPの更新、 SNS での広報を実施し相談窓口の周知を行った。		○	○	○	○	○	○	○	配架、配布は継続。 HP、SNSでの広報を強化。
38		②女性相談の 実施	男女平等の視点にたち、女性が抱 える自分自身、家族、職場の人間 関係、心とからだ、DVなどの問 題等についての相談事業を実施し ます。	協働コミュニティ課	引き続きパリテ、田無庁舎で女性 相談を実施するとともに、電話に よる相談も実施する。	A	パリテ、田無庁舎での女性相談を実施、相談者のニーズに応じて電話相 談も実施した。		○	○	○	○	○	○	○	引き続き実施していく。
39		③一人ひとり の状況に応じ た相談の実施	女性相談、子供家庭相談、ひとり 親相談など、一人ひとりの状況に 応じた相談を実施します。また、 外国語（英語・韓国語等）による 相談対応を検討します。	協働コミュニティ課	相談者の個別状況に応じた相談の 充実を図り、関係部署と連携し対 応する。	A	関係部署と連携しながら、相談者のニーズや状況に応じて相談、案内や 紹介を実施した。相談者の同意のもと、関係部署との情報共有を行い、 適切な対応ができるようにした。外国語対応は令和5年度は該当なしで あった。		○	○	○	○	○	○	○	引き続き実施していく。
40				生活福祉課	引き続き、相談者の希望に沿っ て、所内面接や家庭訪問、電話、 メール等多様な対応を継続する。	A	所内面接のほか、要介護状態や病状により来所困難な場合は施設、病 院、自宅等への訪問による相談も行った。また電話やメールによる相談 への対応も行い、面接相談への案内や他の相談窓口の紹介等を行った。 また、例えば男性に対し抵抗感のある女性の相談者に対しては女性職員 が対応するなどの配慮を行った。外国語による相談については職員によ る対応のほか、翻訳アプリなども活用しながら意思疎通を図った。		○	○	○	○	—	○	○	相談者の国籍が多様化しており、相談時の 聞き取りや説明、助言等が難しいケースが ある。
41				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひと り親相談や、ひとり親家庭ホーム ヘルプサービス事業、母子・父子 自立支援プログラム策定員による 就労相談事業を実施する。	A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家 事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行った。相 談件数が減少傾向にあるのは、高等教育の修学支援新制度の浸透による ものと考える。 延べ相談件数785件		○	○	○	○	○	○	○	母子・父子自立支援員によるひとり親相談 や、ひとり親家庭ホームヘルプサービ ス事業、母子・父子自立支援プログラ ム策定員による就労相談事業を引き 続き実施する。 相談件数の減少については高等教育 の修学支援新制度の浸透に伴う母子 福祉資金（就学支度資金修学資金） 貸付相談の減少が引き続き大きい と思われるが、自立支援給付金制 度、養育費確保支援制度など制度 の周知について配慮しながら進め ていきたい。
42				子ども家庭支援センター	子ども家庭相談を継続して実施す る。	A	育児に悩む父親や母親からの相談、DVを受けているケースなどをパ リテや関係機関と連携しながら対応を行った。 子ども家庭支援センターの令和5年度の新規相談件数1,312件、その内 虐待件数528件（前年より+27） 虐待以外の養護相談は672件であった。 児童本人からの相談は1件だった。 虐待件数は過去最高を更新した。									虐待件数が増加に伴い、対応も増加した。 1件に対し複数の関係機関との連携が必要 とされている。 引き続き、女性や子供等弱者に寄り添った 支援を行っていく。また、今後さらに関係 機関との連携を強化し対応していく。 令和6年度こども家庭センター設置によ り、母子保健・児童福祉の一体的な相談支 援体制の構築を行っていく。
43				健康課	各事業、個別相談の際に個々の ニーズに応じた相談を実施する。 外国語対応については、通訳・翻 訳ツールを継続活用し、相談体制 を整備する。 発達支援係での相談対象の年齢が 18歳までとなる。未就学児に対 しては引き続きアセスメントに基 づいて、家庭環境や園状況に合わ せた相談を実施する。学齢児に対 しては、状況をうかがい、一人一人 に応じて、他機関と連携しながら 適切な支援につなげていく。	A	個別相談の際に、個々のニーズに応じた相談を実施し、外国語対応につ いては、通訳・翻訳ツールを活用することで、母国語での相談を実施す ることができ、必要な情報についても提供することができた。 発達支援係では、0～18歳を相談対象としている。未就学児に対しては 引き続きアセスメントに基づいて、家庭環境や園状況に合わせた相談を 実施する。学齢児に対しては、状況をうかがい、一人一人に応じて、他 機関と連携しながら適切な支援につなげていく。		○	○	○	○	○	○	○	外国語相談対応については、通訳・翻訳 ツールを引き続き活用していく。 発達支援係で個々に受ける相談については 継続する。ただし、学齢児については、関 係機関との連携を強化し、支援の内容を広 げる必要がある。
44		④男性相談の あり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が抱 える自分自身、家族、職場の人間 関係、心とからだ、DVなどの問 題等についての相談事業のあり方 を検討します。	協働コミュニティ課	男性相談について情報収集をおこ ない、検討する。 市HPにて既存の男性相談窓口の 情報提供を行う。	B	都、他区市の男性相談実施状況について情報収集を実施した。西東京 市の相談体制で男性相談を実施する場合について有識者から助言をもら った。 男性の性被害相談窓口の紹介、DV相談の男性相談先をHPで情報提供、女 性がりようできる相談、支援のページで男性の利用可の記載を行った。		○	○	—	○	—	—	○	男性が利用できる相談窓口の情報提供を実 施する。

体系番号				令和５年度担当課目標		令和５年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
45	I-3 ★ (3)	①緊急一時保護の実施	D V 被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の安全を図るため緊急一時保護の実施や宿泊費の助成を行う。	A	被害者、同伴児の安全確保のため、避難先の情報提供を行い、当事者の意思を尊重した支援を実施した。	○	○	－	○	－	－	○	引き続き実施していく。	
46		②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、D V 被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課	被害にあった女性が安心して一時避難できる場所を運営している民間シェルターと連携するとともに、新たな民間支援団体による一時保護先の確保に努める。	A	被害者の家族構成や状況に応じて利用ができるよう複数の民間シェルターと連携している。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き実施していく。	
47		③一人ひとりの状況に応じた関係部署間の連携による支援と情報の提供	D V 被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、子どもの心のケアへの支援や保育・就学、必要な行政サービスを利用できるよう支援を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の生活再建と子育て支援が行える体制を整備する。子どもの保育・就学について速やかに再開できるようにつなぐ支援を行う。	A	D V 被害者に伴走しながら、生活再建のために必要な相談、支援を実施した。子どもへの支援が途切れないよう関係機関と連携し、避難先自治体との調整を実施した。	○	○	－	○	－	－	○	引き続き実施していく。	
48				健康課	D V 被害者の生活・子育て等について、各課との連携も図りながら、必要な情報を周知していく。	A	パリテ、子ども家庭支援センターとも連携しながら、相談支援の必要な方には、それぞれの役割を説明し意向を確認しながらつないだ。	○	○	○	○	○	○	○	D V 被害の生活・子育て等について、関係各課と連携を図りながら、情報提供等、引き続き丁寧な支援を行っていく。	
49				生活福祉課	D V 担当部署と連携し、活用できる制度の説明を行い、安心して生活できる環境となるよう心がける。	A	関係機関と連携し、D V 被害者であることに配慮しながら、必要な支援を行った。 また、医療扶助のマイナナンバー連携開始に伴い、支援措置対象者に対しリスク及びリスク回避についての説明を行った。	○	○	○	○	－	○	○	医療扶助のマイナナンバー連携が本格化するため、リスクを回避するため慎重に対応する必要がある。	
50				子育て支援課	関係部署と連携し、D V 被害者とその子どもの支援を行う。	A	婦人相談員や関係機関と連携して、母子生活支援施設への入所を通した自立支援などを実施した。	○	○	○	○	○	○	○	婦人相談員や関係機関と連携して、D V 被害者とその子どもの自立支援などを行う。	
51		④被害者への自立支援の実施	D V 被害者の自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課	自立支援講座を実施する。個々の相談者に対しても自立支援講座の活用や自立のための情報提供等、支援を実施する。	A	自立支援講座を実施するとともに、相談者の状況に応じた情報提供を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き実施していく。	

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
I-3 ★	(4)	①職員研修の実施	相談窓口における2次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課	庁内相談窓口職員に対して研修・啓発を行う。	A	9月に職員向け研修を実施した。庁内だけではなく、地域包括支援センター・保育園等からも参加があり、DV被害者理解、適切な加害者対応のため今後も実施を継続していく。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き実施していく。	
		②相談員の資質向上とメンタルケア	相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課	相談員の資質向上のため研修の参加、スーパーバイズを実施する。	A	令和5年度は5回9事例のスーパーバイズを実施した。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き実施していく。	
I-3 ★	(5)	①庁内関係各課との連携の強化	DV被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、庁内関係各課との連携を強化します。	協働コミュニティ課	DV支援に必要な庁内関係各課と連絡を密に行い連携を図る。	A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会、ケース会議等の会議ほか、相談者に応じて必要なタイミングで連携を行った。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き実施していく。	
		②各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を通じ、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を開催し連携を図る。	A	令和5年度は2回会議を開催し、互いの支援を知り連携につなげた。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き実施していく。	
				市民課	引き続き庁内外の研修や支援担当者連絡会議等へ参加し、DV被害等の現状を把握し理解を深め、個別の窓口対応に配慮するとともに関係部署や関係機関との情報共有を図る。また住民記録システムを参照している各課とのシステム上の連携を今後も図る。	A	住民記録システムを参照している各課との連携を図ることにより、市民課による支援措置から、市としての一体的な住所情報等の保護としている。具体的には、関係各課が参照できる支援対象者ファイルを活用し、データ更新があった際は更新通知を各課に行うことで支援対象者の住所情報等の取り扱いについて注意を促し、情報を教共する体制を構築している。	—	—	—	—	○	○	関係各課が参照できる支援対象者ファイルを活用するとともに、情報の共有について各課の独自システムとの自動連携に向けさらに協議を進めたい。また以前から行われている庁内外のDV被害等に関する研修会に積極的に参加し、実態等について理解を深め個別の窓口対応に配慮し、今後も関係機関との連携を図るよう努めていく。		
				保険年金課	担当者連絡会議に出席し、関係機関と連携を図る。	A	開催された連絡会議に出席し、関係機関等との連携を図った。	○	○	○	—	○	○	○	引き続き、連絡体制を維持していくことが重要である。	
				健康課	連絡会に参加する。専門家との連携については、連絡会等の機会に協議・検討を目指す。	B	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会へ参加し、必要時、専門家と連携を図ることに努めた。	○	○	○	○	○	○	○	連絡会への参加等により、関係機関及び専門家との連携を継続していく。	
				生活福祉課	引き続き連絡会議に参加し、連携の確認を行う。	A	開催された連絡会議に出席し、関係各課や警察等関係機関と情報交換を行った。	○	○	○	○	—	○	○	引き続き連絡会議に参加するとともに、課内への報告・周知を図ること。	
				高齢者支援課	高齢者虐待防止連絡会の開催	A	担当者連絡会議に参加し、関係機関と連携を図った。 高齢者虐待防止連絡会を2回開催した。	○	○	○	—	○	○	○	引き続き連絡会を開催し、虐待防止に向けた施策を検討する。	
				障害福祉課	虐待防止の観点から支援に必要な関係機関、専門家との連携を図る。	A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、具体的なケース検討に当たっては、利用できる障害福祉サービスの情報提供を行うなど関係機関と連携を図った。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、継続実施に努める。	
				子育て支援課	連絡会議への参加により、関係機関との連携を図る。	A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、関係機関と連携を図った。	○	○	○	○	○	○	○	連絡会議への参加により、関係機関との連携を図る。	
				幼児教育・保育課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加するとともに、支援に必要な関係機関、専門部署との連携を図る。	A	連絡会議により、関係機関等との連携を図った。	○	○	○	○	○	○	○	継続実施により連携を図る。	
				子ども家庭支援センター	関係機関との連携を図る。	A	年2回の配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加した。 要保護児童対策地域協議会代表者会議を年に1回実施し、実務者会議ブロック会を5回、ケース検討会議を79回実施した。 関係機関との連携強化を図るため、巡回訪問事業を通して市内の小中学校、幼稚園、保育園、子ども食堂等を訪問した。 田無警察と協働し11月の児童虐待防止推進月間でリーフレットを配布、三虐待（児童・高齢・障害の虐待）防止のウェットティッシュを配布、市民への周知・啓発活動を行った。 虐待防止推進月間に合わせ、アスタビジョンにて動画を放映を実施した。							引き続き、今後も関係機関との連携を密に行い、配偶者及び交際相手との間の暴力を見せることが子供にとって、心理的虐待にあたる、ということに関係機関に周知していく。		
				学務課	適切に手続や相談に対応できるように共通認識を持ち、関係機関と連携を図りながら取り組む。	A	状況に応じて関係機関と適切な調整を行いながら、保護者等の対応をし、事務処理を行った。	—	—	—	—	—	○	人事異動等による担当者変更後も安全かつ適切に案内及び手続できるよう事務引継ぎを行うとともに関係資料を整理する。		
				③配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DVの防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課	配偶者暴力相談支援センター設置についての検討を行う。	A	センター機能については整備されている。男女平等推進センター内で相談等の機能が集約されており、あえて配暴センターを標榜することはない。	○	○	○	○	○	○	○

令和5年度担当課評価

★（重点課題）

資料3
西 東 京 市
男女平等参画推進委員会
令和6年7月16日

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
67	(1)	①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	さまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	協働コミュニティ課	暴力の防止に向けて情報提供し、講座を実施する。	A	中学校、高校、警察、関係各課にDV冊子やデートDVパンフレットを配布し啓発をはかった。HPは適宜更新した。	○	○	○	○	－	－	○	パンフレットやHP等で啓発をはかった。	
68		②市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課	パリテ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）するセクシュアル・ハラスメントが記載されている「ポケット労働法」等を配布する。	B	令和5年度はパリテコーナーへ配架を実施した。	○	○	○	－	－	－	○	継続して実施する。	
69		③暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、さまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課	市職員に向けて暴力防止の情報提供を行う。	A	関係各課職員向けにDV研修を実施した。新規採用職員研修において、DV対応について説明した。	○	○	○	－	－	－	○	継続して実施する。	
70				職員課	ハラスメントに関する研修を継続して実施する。研修の中で具体的な事例に触れるなどより実践的な研修となるよう内容の検討・改善をする。	A	7月に管理職を含む一般職に対して研修を実施、また、2月に特別職・部長職向け、相談員向けの研修を実施。加えて2月にe－ラーニング研修を全職員対象に行っている。	○	○	○	○	○	－	－	継続した研修の実施と相談体制の強化を図る必要がある。	
71				教育指導課	「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施する。	A	「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施した。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施する。	
72	I-4	①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。	教育支援課	学校ではスクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者から相談を受けている。その中で、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て速やかに子ども家庭支援センターや警察等との連携を図り対応を行う。あわせて学校の状況を把握し、スクールカウンセラーから相談状況等の把握する。教育相談センターでの相談で発覚した場合も同様に対応する。定期的に小中学校へスクールソーシャルワーカーの派遣を行う。小中学校の要望に柔軟に答えることが出来るように随時派遣を行い、スクールソーシャルワーカーが情報を集約し、学校へのコンサルテーションを行うことで、より、関係機関との連携を強化し、円滑な支援を行う。また、学校からの要請により新学期対応等の心のケア等のサポートとして、臨床心理士等の派遣を行う。	A	学校ではスクールカウンセラー等が児童・生徒や保護者からの相談で、人権を侵害するセクシャル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害を認知した場合、相談者の同意を得て、速やかに子ども家庭支援センターに連絡を行い、緊急時等には警察にも連絡することを相談者に伝えた。 教育相談センターでの相談の中で被害を認知した場合も、学校で認知した時と同様に、子ども家庭支援センター等と連携を図り対応するよう職員に指導を行った。 また、市内公立小中学校にスクールソーシャルワーカーを定期的に派遣するとともに、学校からの要請により随時派遣を行い、学校内で解決できない困りごとなどの相談や配慮が必要な児童・生徒の行動観察、校内会議への出席、家庭訪問など学校と連携を図り児童・生徒や保護者の支援を行った。 また、一部小学校からの要請で、新学期のスタートアップ期間に臨床心理士の資格を有する職員を派遣し、心のケア等のサポートを行った。	○	○	○	○	○	○	○	不登校やいじめ、情緒不安定等、児童・生徒が呈する問題の背景に家庭環境や子どもが置かれている状況などに起因する場合があると捉えている。このように、学校だけでは解決することが難しいケースもあるため、スクールソーシャルワーカーによる福祉的支援や関係機関との連携など、支援体制の充実を図ることが必要となる。	
73	(2)	②女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	引き続きパリテ、田無庁舎で女性相談を実施するとともに、電話による相談も実施する。	A	パリテ、田無庁舎相談室において女性相談を実施した。来所が難しい、時間の制約などがある方には電話相談の利用を進め、相談が実施できるように案内をした。	○	○	－	○	－	－	○	継続して実施する。	
74		③緊急一時保護の実施	DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の安全を図るため緊急一時保護の実施や宿泊費の助成を行う。	A	安全確保を第一に考慮し、本人の意向を尊重し、支援を実施した。	○	○	○	○	－	－	○	継続実施できる体制を維持していく。	

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
I-5	(1)	①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した性教育を実施します。	協働コミュニティ課	講座、情報誌を通して啓発を実施する。	A	女性に対する暴力をなくす運動期間に「どうなる!?緊急避妊薬の薬局販売と私たちの選択肢」講演会をオンラインで開催した。	○	○	○	○	○	○	○	講演会・講座の回数に限りがあるため、テーマとして実施できない年度が考えられる。	
				健康課	性教育の実施については、各課連携及び場の提供が不可欠である。効果的な連携を機会をとらえて協議できるよう、努める。	B	発達に応じたからだと性に関する正しい知識の教育の機会について、検討するよう努めた。	○	○	○	○	○	○	○	実施場面について、引き続き関係課と検討する。	
				教育指導課	今後も東京都教育委員会と連携し、改訂予定の性教育の手引きを踏まえた、性に関する指導が実施できるよう指導・助言を行う。	A	東京都教育委員会と連携し、改訂予定の性教育の手引きを踏まえた、性に関する指導が実施できるよう指導・助言を行った。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き今後も東京都教育委員会と連携し、改訂予定の性教育の手引きを踏まえた、性に関する指導が実施できるよう指導・助言を行う。	
		②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、男女ともに正しい知識を持って、安心して妊娠・出産を迎えられるよう情報の提供に努めます。	協働コミュニティ課	講座、情報誌を通して啓発を実施する。	A	女性に対する暴力をなくす運動期間に「どうなる!?緊急避妊薬の薬局販売と私たちの選択肢」講演会をオンラインで開催した。	○	○	○	○	○	○	○	講演会・講座の回数に限りがあるため、テーマとして実施できない年度が考えられる。	
	健康課			リプロダクティブ・ヘルス／ライツについても、各課連携を図りながら周知に努める。	B	母子保健における相談支援の中で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を踏まえ実施を心がけた。	○	○	○	○	○	○	○	更に、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知を図るよう検討する。		
	(2)	①女性専門外来に関する情報提供	女性に特有のからだの不調や悩みに対応するため、女性専門外来を設置している医療機関に関する情報を提供します。	協働コミュニティ課	女性相談等において、相談者の必要に応じて、女性専門外来を案内する。	A	女性相談において相談があった場合に、複数のクリニックを案内する。	○	○	○	○	—	—	○	継続して実施する。	
健康課				引き続き、女性専門外来については、情報集約に努める。	A	適宜、情報提供に努めた。 「女性の相談会」（出張相談会）を開催し、相談対応及び情報提供を行った。 産婦人科医による女性の健康に関する講演会を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	女性が抱えるからだの不調や悩みに対して、個別の相談対応の実施や、女性の健康に関する講演会等の実施により、情報提供、啓発を行う。		
②女性・男性特有の病気に対する予防と検査の実施		子宮がん、乳がん、骨粗しょう症、前立腺がんなどの予防と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づくりや予防についての情報、性感染症に関する情報等の提供に努めます。	健康課	各がん検診事業を通じて、情報提供に努める。	A	各種がんや検診についての情報を市ホームページに掲載し、適宜内容の見直し、修正を行った。 がん検診について、特定の年代の方へ個別に受診勧奨通知を発送し、情報提供を行うほか、受診票等の送付時等にも情報提供を実施した。 産婦人科医による女性の健康に関する講演会を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	女性・男性特有の病気の検診や予防について周知を行う。		

令和5年度担当課評価

★（重点課題）

資料3
西 東 京 市
男女平等参画推進委員会
令 和 6 年 7 月 16 日

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
Ⅱ-1 ★	(1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	協働コミュニティ課	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努める。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努める。		【男女平等参画推進委員会】 任期：令和4年7月～令和6年7月 男6人 女9人 登用率60.0% 【企画運営委員会】 任期：令和4年6月～令和6年6月 男1人 女7人 登用率87.5%	○	○	○	○	○	○	○	○	①引き続き審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%以上になるよう努めつつ、男女どちらかに偏らないよう、注意する。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努める。
				企画政策課	【行財政改革推進委員会】 【使用料等審議会】 【総合計画策定審議会】 会議はこれまでも平日の日中に開催してきているが、リモートによる会議を積極的に活用し、より参加しやすい環境の整備に努める。 学識委員の改選に当たっては、女性の登用に向けた取組に努める。	B	【行財政改革推進委員会】 平成31年5月16日～令和3年5月15日：男6名 女2名 登用率25.0% 令和3年11月17日～令和5年11月16日：男8名 登用率0.0% 令和6年1月18日～令和8年1月17日：男8名 登用率0.0% 対面だけでなくリモートによる会議の活用も行った。 改選にあたっては女性の登用も考慮しているが、女性委員の登用がない状況となっている。 【使用料等審議会】 令和3年11月26日～令和4年11月25日：男4名 女1名 登用率20.0% 令和4年12月20日～令和5年12月19日：男4名 女1名 登用率20.0% 令和6年1月17日～令和7年1月16日：男4名 女1名 登用率20.0% 対面だけでなくリモートによる会議の活用も行った。 改選にあたっては女性の登用も考慮しているが、1名の登用にとどまる状況が続いている。 【総合計画策定審議会】 令和3年10月14日～令和5年8月7日：男8名 女4名 登用率33.3% 対面だけでなくリモートによる会議の活用も行った。	○	○	○	—	○	○	○	【行財政改革推進委員会】 【使用料等審議会】 会議はこれまでも平日の日中に開催してきているが、リモートによる会議を積極的に活用し、より参加しやすい環境の整備に努める。 学識委員の改選に当たっては、女性の登用に向けた取組に努める。	
				総務課(法規文書係)	審査会委員等の委嘱を行う場合には、女性委員の登用に努める。 また、女性が参加しやすいように夜間の会議を控える等、環境整備に努める。	B	【個人情報保護・情報公開審査会】 任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで 5人（男3人、女2人） 女性登用率：40% 【個人情報保護審議会】 任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで 5人（男4人、女1人） 任期：令和5年11月14日から令和7年3月31日まで 1人（女1人） 女性登用率：33.3% 【行政不服審査会】 任期：令和5年3月13日から令和8年3月12日まで 3人（男2人、女1人） 女性登用率33.3% 会議時間は、参加しやすいように業務時間内で設定した。	○	○	○	○	○	○	○	○	今後、欠員を補充する際には、女性登用に努める。

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
				公共施設マネジメント課	財産価格審議会は、財産の処分等に関し、適正な価格等を評定することを目的に設置している。 現在の委員は学識経験者として不動産鑑定士3人(うち女性1人)と市職員1名を委嘱又は任命している。 財産の価格等を評定するという ことで、その専門家である不動産鑑定士に委嘱しているが、女性の不動産鑑定士の数が非常に少ない為、女性登用率の40%を達成することは非常に困難な状況であるが、女性に適任者がいれば、積極的に登用を検討する。	A	【財産価格審議会】 任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日 男性3人 女性1人 登用率25%（人数には、市職員1人を含む） 令和5年度に任期の更新があったが、当市の公有財産事情への精通等の理由もあり、構成員に変更はなかったため、女性登用率の増減はなかった。 また、本審議会の会長職は、現在女性が務めており、男女の性別で役職を任命している訳ではなく、能力で判断しているところである。	○	○	○	－	○	－	○	登用率を考慮し、女性登用の検討を進めていきたいと考えるが、そもそも女性の不動産鑑定士が少なく、更に当市の公有財産事情に精通した鑑定士となると非常に困難である。	

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
87	Ⅱ-1 ★ (1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	契約課	西東京市入札等監視委員会は、入札及び契約手続の公平性並びに透明性を確保するべく、発注した工事等に係る入札及び契約手続の運用状況等について審議を行うため、学識経験を有する者3名で構成する。 欠員等が生じ改選する場合は、男女の性差に寄らず適切な人選に努める。	C	西東京市入札等監視委員会 任期 令和5年11月1日～令和7年10月31日 男3人、女0人 登用率0% 入札等監視委員会は、委員会の形式を採っているが合議制機関ではなく、技術、法律、経済等の観点から学識経験者の意見を得るための組織であり、女性登用の対象となるものではない。	—	—	—	—	—	—	○	(廃止)	
88				危機管理課	意欲のある女性の発掘に努める。	B	【防犯推進会議】 任期：：各委員の所属機関等における職在職期間中又は令和4年10月1日～令和6年9月30日 男 12名 女 4名 登用率25%【令和6年3月31日現在】 【国民保護協議会】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又は令和4年10月1日～令和6年9月30日 男 29名 女 4名 登用率12.1%【令和6年3月31日現在】 【消防委員会】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又は令和5年8月1日～令和7年7月31日 男8名 女0名 登用率0.0%【令和6年3月31日現在】 【防災会議】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又は令和4年7月1日～令和6年6月30日 男29名 女6名 登用率20.7%【令和6年3月31日現在】 充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率をコントロールすることは困難である。	○	○	○	—	○	—	○	意欲のある女性の発掘に努める。	
89				保険年金課	令和4年7月の委嘱替えの際に、積極的に女性の登用に努める。	B	【国民健康保険運営協議会】 任期：令和元年7月1日～令和4年6月30日 男12名 女3名 登用率20.0% 任期：令和4年7月1日～令和7年6月30日 男11名 女4名、登用率26.7% 国民健康保険運営協議会は任期が3年間であるため、令和6年度は推薦・一般公募は行わない。	○	○	○	○	○	○	○	次回（令和7年度）の委嘱の際には、積極的に女性の登用に努める。	
90				健康課	女性および男性の健康問題等が適切に検討できる会議体となるよう、また参加しやすい会議体が開催できるよう調整し実施する。	A	【健康づくり推進協議会】 任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日 男11名 女4名 登用28.6%【生きる支援推進計画策定検討会】 任期：令和5年5月29日～令和6年3月31日 男5名 女8名 登用61.5% 専門委員、公募市民から成る市民委員に女性にご参加いただいており、女性及び男性の健康問題等が適切に検討されている。 会議に出席しやすいよう、開催の時間帯は日中とし、またオンラインでの参加も可能とする機会も設けた。	○	○	○	○	○	○	○	次期の協議会等において、女性にも広くご参加いただくことができるよう、構成に留意する。	

91

92

93

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
Ⅱ-1 ★	(1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	地域共生課	委員の推薦母体に委員の推薦を依頼しているため、推薦の際に依頼をすることなどの検討を行う。	B	【民生委員推薦会】 任期：令和元年12月1日～令和4年11月30日 男6人 女11人 登用率64.7% 任期：令和4年12月1日～令和5年1月31日 男5人 女12人 登用率70.6% 任期：令和5年2月1日～令和5年3月31日 男6人 女11人 登用率64.7% 任期：令和5年4月1日～令和7年11月30日 男7人 女10人 登用率58.8% 【保健福祉審議会】 任期：令和3年9月1日～令和5年8月31日 男10人 女1人 登用率9.1% 任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日 男9人 女2人 登用率18.2% 【地域福祉計画策定・普及推進委員会】 任期：令和2年5月27日～令和4年5月26日 男7人 女2人 登用率22.2% 任期：令和4年5月27日～令和4年9月30日 男6人 女2人 登用率25.0% 任期：令和4年10月1日～令和5年3月31日 男9人 女3人 登用率25.0% 任期：令和5年4月1日～令和6年5月26日 男9人 女3人 登用率25.0% 保健福祉審議会において任期の更新及び人事異動に伴う委員構成の変動があった。女性登用率は50%に近づいた。	○	○	○	－	○	－	○	任期の更新があるものについて、女性の登用に努める。	
				高齢者支援課	改選時に男女比に配慮する。	B	・地域密着型サービス等運営委員会：任期：令和5年7月19日～令和6年3月31日、男8名、女5名 登用率38.5% ・介護保険運営協議会：任期：令和3年11月12日～令和6年11月11日、男10名・女7名 登用率：41.2%	○	○	○	－	○	○	○	①引き続き審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%以上になるよう努める。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努める。	
				障害福祉課	①②審議会、委員会等における女性委員登用に引き続き努める。 ③多くの委員が参加できるよう会議日程の調整を行う。	A	【地域自立支援協議会相談支援部会】 市内相談支援事業所の代表が参加。委員登用に性別の制約は設けていない。開催日によって男女比は異なる。 【地域自立支援協議会権利擁護部会】 任期：令和5年11月10日～令和6年3月31日 男7名、女1名 登用率12.5% 【有償ボランティア輸送運営協議会】 任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日 男8名、女3名 登用率27.3% 【地域自立支援協議会】 任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日 男11名、女5名 登用率31.3% 【障害支援区分認定審査会】 任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日 男8名、女7名 登用率46.7% 【地域自立支援協議会計画策定部会】 任期：令和5年5月10日～令和6年3月31日 男11名、女3名 登用率21.4%	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、継続実施に努める。	

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価											
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題		
								1	2	3	4	5	6	7			
Ⅱ-1 ★	(1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	子育て支援課	会議開催時間を多様に設定（午前・昼間・夜間）したり、保育付きの会議にする等、女性にも参加していただきやすいように対応する。	A	【子ども子育て審議会】 任期①：令和3年8月22日～令和5年8月21日　男5人　女11人　登用率68.8% 任期②：令和5年8月22日～令和7年8月21日　男3人　女13人　登用率81.3% 会長職：任期①②とも女性 会議開催時間は、参加委員の都合に合わせた結果、多様にはならなかった。 会議中の保育については、保育補助員の予算を確保して備えたが、利用希望がなかった。 【子どもの権利擁護委員の会議】 任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日　男1人　女2人　登用率66.7%	○	○	○	－	○	○	○	会議開催時間を多様に設定（午前・昼間・夜間・休日）したり、保育付きの会議にする等、女性に限らずすべての委員に参加していただきやすいように対応する。		
				児童青少年課	会議開催時間を多様に設定（午前・昼間・夜間）したり、保育付きの会議にする等、女性にも参加していただきやすいように対応する。	A	【青少年問題協議会】 男7人女7人　登用率50%　令和3年11月1日～令和5年10月31日 【令和5年度委託運営協議会】 ひばり：男2人女8人登用率80%　令和5年7月5日～令和6年3月31日 下保谷：男1人女7人登用率87.5%　令和5年7月6日～令和6年3月31日 四学童：男3人女10人登用率76.9%　令和5年7月12日～令和6年3月31日 東伏見：男2人女5人登用率71.4%　令和5年7月13日～令和6年3月31日	○	○	○	○	○	○	○	男女の比率については、関係機関からの推薦もあるので調整が難しいところがある。保育付きの委員会では利用もあったので、男女問わず育児中の方も参画しやすいように、引き続き会議の開催に努める必要がある。		
				文化振興課	改選時には、関係団体へ趣旨を説明し、女性委員を積極的に登用するよう努める。	A	令和4年度文化芸術振興推進委員会 任期：R4.8.1～R6.7.31 男5名、女5名　登用率50% 令和5年度文化芸術振興推進委員会 任期：R4.8.1～R6.7.31 男6名、女4名　登用率40% 令和5年度は、委員に変更はなく令和4年度同様、登用率50%を達成した。令和4年度から女性委員が増加したことにより、これまで以上に女性の視点等の多様な意見や認識のもとで協議を進めることができ、委員会の内容の充実が図られたと考える。令和6年度に任期が満了する委員もいるため、改選の際は女性委員を積極的に登用するよう努める。	－	－	－	－	－	○	○	委員会の開催時間の希望調査を行う等女性が参加しやすい環境整備の手法について検討する。		
				スポーツ振興課	会議開催にあたっては、女性委員が参画しやすい時間帯を考慮するなど日程に配慮する。	B	【スポーツ推進審議会】 女性の参画をより一層促進できるよう、可能な限り女性の推薦いただくよう各団体に協力を求めている。 任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日　男8人　女2人　登用率20.0% ※公募委員1人は女性（他の委員9人は各団体からの推薦委員等）	○	○	○	○	○	－	○	審議会での活動について、会議日程や会議録を市報、HPで公表しているが、一般的には具体的な活動は、特定の団体あるいは個人に限定されていて、幅広く周知されていないという認識。周知方法として、市報、HPだけで良いのか、他の方法で周知をしていくのか、検討する必要がある。		
				産業振興課	改選する際には、女性の登用を検討する。（令和4年(2022)9月改選）	C	【農業振興計画推進委員会】 任期：令和4年9月29日～令和6年9月28日　男10人　女2人　登用率16.6% 令和4年度改選であったが、市民公募の委員で1人女性が増えたが、学識経験者・農業団体職員・農業関係者・関係行政機関の職員の指定された役職の方に委嘱することとなっている。そのため全体での女性の登用人数が変わらなかった。	○	○	○	－	○	○	○	改選時の女性の登用		

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価		評価の着眼点							次年度の課題
									1	2	3	4	5	6	7	
98	Ⅱ-1 ★ (1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	環境保全課	本審議会委員の任期は令和4年6月までであるため、令和3年度についてもこれまでと同様となる。なお、委員の欠員が出た場合には、補欠委員の募集を行う。その際は、男女比に配慮した登用を検討し、女性の登用率向上を目指す。	B	環境審議会、任期：R4.7.1～R6.6.30 男8名 女2名 登用率20％ ・環境審議会について、R4年度に委員改選があったが、市民委員選考の採点段階において応募者の性別等を示さない等、性別による差別のない選考を行った。同時期に男性2名の関係行政機関選出区分に人事異動に伴う変更があったが、男性委員のままとなった。		○	○	－	○	○	－	○	環境審議会委員については、令和6年7月に改選を控えており、学識経験者（2名以内）、市民公募（4名以内）、事業者代表（2名以内）、関係行政機関（2名以内）の依頼を行う際は男女比に配慮した登用を検討する。
99				ごみ減量推進課	女性登用率40%が維持できるように努める。	A	【廃棄物減量等推進審議会】 任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日 男6名、女8名 登用率57.14％		○	○	○	○	○	○	○	今後も女性が参加しやすい環境整備に努め、登用率を確保できるようにする。
100				都市計画課	【都市計画審議会】 学識経験者に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。 【専門部会（都市計画審議会）】 学識経験者等に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。		【都市計画審議会】 任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日（ただし、関係行政機関の人事異動があった場合、後任は前任者の残任期） 男12人 女4人 22.2%（令和5年3月31日現在） （議員6、関係行政機関3、学識6、市民委員2） 任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日（ただし、関係行政機関の人事異動があった場合、後任は前任者の残任期） 男11人 女6人 35.2%（令和6年3月31日現在） （議員6、関係行政機関3、学識6、市民委員2） 【専門部会（都市計画審議会）】 任期（農地保全等に関する専門部会）：平成29年10月1日から、都市計画審議会の特定の事案が終了するまで 男4人 女2人 33.3%（令和6年3月31日現在） 任期（都市計画マスタープラン等策定に関する専門部会）：令和3年12月1日～令和6年3月31日まで 男4人 女0人 0%（令和6年3月31日現在）		○	○	○	－	○	－	－	【都市計画審議会】 審議会委員のメンバー構成が学識経験者6名以内、市議会議員6名以内、関係行政機関の職員が3名以内、市民代表が2名以内と限定され任期が2年間となっている。構成員の選定は、充て職、書類選考によるものが多く、意図的に女性の登用割合を上げることが難しい。 【専門部会（都市計画審議会）】 学識経験者等に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。
101				交通課	【地域公共交通会議】 年度中の構成員の変更予定等はないが、万一欠員等が生じた場合に、関係団体・関係機関、市民からの応募状況等に応じて、女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。	B	【地域公共交通会議】 H25.7.1「地域公共交通会議（法定会議）」に移行し発足 ●令和5年度中の変更 ・R5.7.31 任期満了 ・R5.8.1 新任期における委嘱 年度末 委員16人 男15人 女1人 登用率約6％（R6.3.31現在） 令和5年度は任期満了の年度であり、関係機関等の人事異動による委員交代のほか、全委員を改めて委嘱する年度であった。各関係団体・機関からは従来どおり職責に応じて委員として推薦されており、性別による推薦は困難であることを改めて確認した。市民委員については公募に対する応募時に提出される作文により委員としての適格性を判断しており、結果的に1名減となり現状の登用率となっている。		○	○	○	○	○	○	○	地域公共交通会議の委員については、そのほとんどが交通事業者や関係機関からの推薦であり、事務局からコントロールすることができない。
102				下水道課	本審議会委員の任期は令和4年10月までであるが、令和4年度は、審議会の開催予定がないため、改選を行わない。今後審議会の開催に合わせた改選の際は、可能な範囲で登用率の維持、向上に努める。		下水道審議会 令和5年度開催実績なし 前回審議会開催 令和2～3年度 任期：R2.10.27～R4.10.26 男6名、女2名 登用率25.0％									
—				教育企画課	委員の選任にあたって、関係団体等から推薦により決定される部分があるため、可能な限り会議の開催時間などを調整し女性の登用に努める。	A	【教育計画策定懇談会】 教育計画策定懇談会設置要綱にもとづき、次期教育計画策定について必要な事項を検討するため、令和4年度に教育計画策定懇談会を設置し、令和5年度は6回開催した。委員13名のうち女性委員は6名となっている。		○	○	○	○	○	○	○	教育計画策定懇談会は、令和5年度で終了するが、審議会や委員会等を設置する際は引き続き、可能な限り女性の登用に努める。

103

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
Ⅱ-1 ★	(1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	学務課	審議会の委員改選等の際には、可能な範囲で男女のバランスを図っていく。任期中の学校職員の異動や退任があった際の欠員の補充の際にも男女のバランスを図ることができるよう努める。 人事異動等による就学支援委員会の委員の選出の際、固有の校長職等への委嘱のため調整は難しい面はあるが、男女比率に配慮する。審議対象人数が増加しているため、内容の調整、簡潔な進行などに努め、委員会の効率化を図り、負担の軽減を図る。	A	【学校給食運営審議会】 任期：令和3年9月1日～令和5年8月31日 男4人 女12人 登用率75.0% 任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日 男5人 女9人 登用率64.0% 任期満了に伴う改選により、男性委員の割合が増した。 令和5年度の状況 ○就学支援委員会（小委員会（固定・学校）） 任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日 男20人 女22人 登用率52.4% ○就学支援委員会（小委員会（言語・S）） 任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日 男15人 女9人 登用率37.5% ○就学支援委員会（小委員会（小L）） 任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日 男9人 女6人 登用率40.0% ○就学支援委員会（小委員会（中L）） 任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日 男7人 女4人 登用率36.4% 委員会の終了時間については、審議方法を変更することで審議時間の短縮に努めた。	—	—	—	—	—	○	—	任期途中の改選がある場合は、可能な範囲で男性の登用に努める。 固有の校長職等への委嘱であるが、男女比率に可能な範囲で配慮していく。引き続き、委員会の効率化を図ることで、ワークライフバランスがとれるような委員会運営を行う。	
				社会教育課	令和5年度の改選時に向けて、登用率の維持、向上に努め、WEB会議の対応等、環境整備に努める。	B	【社会教育委員の会議】 任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日 男6名 女7名 登用率53.8% 必要に応じてWEB会議での対応を行った。 【文化財保護審議会】 任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日 男7名 女1名 登用率12.0% 必要に応じてWEB会議での対応を行った。	○	○	○	○	○	○	○	【社会教育委員の会議】 WEB会議の対応等、環境整備に努めます。 【文化財保護審議会】 WEB会議の対応等、環境整備に努めます。	
				公民館	女性委員の占める割合が40%以上になるよう、女性の登用に努める。 （令和4年度は改選の予定なし）	A	公民館運営審議会第11期 任期：R3.5.1～R5.4.30 男6名、女8名 登用率 57.1% 公民館運営審議会第12期 任期：R5.5.1～R7.4.30 男7名、女7名 登用率 50%	—	—	—	○	—	—	○	勤労者も参画できるように、夜間に定例会を開催している。	
				図書館	【図書館協議会】西東京市図書館設置条例第6条に基づき選出する。	A	【図書館協議会】 令和5年度からの2か年にわたる任期で選出となる図書館協議会委員は10人のうち、女性が4人となり、割合40%を達成した。	○	○	○	—	○	○	○	引き続き進める。	
				選挙管理委員会	【明るい選挙推進委員会】 推進委員の男女登用率の平均化を図る。 また、コロナ禍において安心して推進委員となれるよう対策を講じる。	B	【明るい選挙推進委員会】 任期：令和2年4月～令和4年3月 男5 女25 登用率83.3%（令和3年度末現在） 任期：令和4年4月～令和6年3月 男10 女21 登用率67.7%（令和5年度末現在）	○	○	○	○	○	○	○	前回任期と比較すると男性の登用率が上昇した。男女比率が平均化するよう、今後も男性への勧誘もより積極的に行い、さらなる人材確保を進めていく。	

107

105

104

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
108	Ⅱ-1 ★ 109	(2)	①地域における女性のロールモデルの発掘と活用	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用します。	協働コミュニティ課	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用する。	A	女性活躍応援事業の講師として、市内在住の女性を招いて実施した。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、市内で活躍する女性を発掘する。
			②リーダー養成講座の実施	情報誌の活用や講座、講演会等の実施による意識啓発を通して、審議会や委員会、政治分野等で活躍できる男女平等参画の視点をもったリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課	情報誌パリティへの記事の掲載や、女性リーダーの育成につながるような講座・講演会を実施する。	A	女性活躍推進事業において、市内女性が講師となり連続講座を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、情報誌や講座等を活用して、女性リーダーの育成に努める。

令和5年度担当課評価

★（重点課題）

資料3
西 東 京 市
男女平等参画推進委員会
令 和 6 年 7 月 16 日

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
110	(1)	① 地 域 リ ー ダーの機会均 等の支援	地域協力ネットワーク等の地域活 動において、性別によらずすべ ての人がリーダーとなり活躍でき る場となるように、団体等を支援し ます。	協働コミュニティ課	女性リーダーの育成に関する情報 提供を行い、女性活躍推進に向け ての意識啓発を行う。	A	女性活躍推進事業において、市内女性が講師となり連続講座を実施し た。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、女性活躍推進のため意識啓発を 実施する。	
111		②地域を担う 女性リーダー の育成	情報誌の活用や講座、講演会等の 実施を通して、地域活動における 女性リーダーを育成します。また、 パリテ登録団体の活動の支援 等を通して、女性リーダーの育成 を図ります。	協働コミュニティ課	国や都で実施するリーダー講習会 の情報を提供するとともに、女性 リーダーの育成につながる講座を 実施する。また、パリテ登録団体 で活動する比較的青い世代の女性 に対し、パリテまつりの実行委員 等への就任を促すなど、地域で活 動する女性への支援を行い、次世 代の女性リーダーの育成を図る。	A	パリテまつり実行委員会の委員で、若い世代の新たな委員に参加をい ただいた。 女性活躍推進事業において、市内女性が講師となり連続講座を実施し た。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、女性活躍推進事業等を実施す る。	
112	II-2 (2)	①男性を対象 とした男女平 等参画講座の 実施	男性を対象に、地域活動に関する 講座を開催し、地域活動への関心 を高めます。	協働コミュニティ課	男性も参加しやすい地域活動に関 する講座を開催する。	A	パリテまつりで父親向けの活動をしている団体と連携して子育て中の 男性向けの講座を開催した。								引き続き、講座等の啓発活動を行う。	
113		②地域活動、 ボ ラ ン テ ィ ア、N P O等 の情報提供と 参加促進	地域活動、ボランティア活動、N P O法人などによる市民活動な ど、地域で行われているさまざま な活動を紹介し、男性の地域参加 の促進を図ります。	協働コミュニティ課	さまざまな情報提供を行い、男性 の地域参加の促進を図る。											
114				地域共生課	様々な方が参加できるように、登 録研修の実施時間や日時などに工 夫する。	A	ほっとネット推進員登録研修は引き続き、地域の様々な場所（サロ ン、自治会、子ども食堂等）にて出前講座を行い、参加しやすい形態 で実施した。	○	○	○	－	○	－	○	引き続き参加しやすい形式での機会を設け る。	
115				児童青少年課	引き続き、地域で行われている活 動を紹介し、男性の地域参加の促 進を図り、できる限り参加人数を 把握する。	A	児童青少年課関連事業である「こそだてフェスタ（主催：こそだて フェスタ実行委員会）」や4年ぶりの開催となった「歩け歩け会（主 催：歩け歩け会実行委員会）」において、地域の男性が参加し積極的な 事業参加の促進をすることができた。 （「歩け歩け会」中学生ボラティア；男23人女14人 地域ボラティア 男11人女74人）	○	○	○	○	○	○	○	実行委員会を通じて地域の方に参加の声掛 けをしてもらう。	
116		①市民活動団 体への男女平 等に関する学 習機会の提供	市民活動団体が男女平等参画の視 点をもって活動できるように、パ リテまつりでの講座や出前講座の 実施など、学習機会を提供しま す。	協働コミュニティ課	市民活動団体にパリテまつり参加 を呼びかけ、講座の実施など、学 習機会を提供する。	A	8団体及び個人参加の9人の実行委員と第16回パリテまつりを開催し た。	○	○	○	○	○	○	○	若年世代の実行委員を増やす。	
117	(3)	②男女平等参 画 の 視 点 を もった市民活 動団体との協 働事業の実施	パリテ登録団体など、男女平等参 画の視点をもった市民団体と協働 して地域活動等の事業を実施しま す。	協働コミュニティ課	パリテ登録団体を中心に市民活動 団体と協働事業を実施する。	A	パリテ登録団体と共にパリテまつりで、講座を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	パリテ登録団体と連携して講座等を開催す る。	

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
Ⅱ-3	(1)	①防災会議における女性の参画	災害時の避難、避難施設の設置・運営、避難施設の備品等に女性の意見が反映されるように、防災会議に女性委員を増やします。	危機管理課	意欲のある女性の発掘に努める。	B	充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率をコントロールすることは困難ではあるが、女性の意見を確保するため、女性団体の代表を委員に任命している。	○	○	○	○	○	○	○	意欲のある女性の発掘に努める。	
		②防災市民組織における女性の参画とリーダーの育成	防災市民組織に女性の登用を促し、女性の意見が適正に反映させられるように努め、防災市民組織における女性のリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課	パリティにおいて防災における男女平等参画に関する情報提供を行う。	A	「災害時、あなたはほんとうに避難できる？」と題して防災講座を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き実施していく。	
				危機管理課	現状把握及び女性の防災委員向けの講習会等の実施や東京都の研修会の参加促進に努める。	B	既存組織の実態を把握するため、現況調査を行い役員の男女比率を確認している。新設の場合、自主的に結成する組織であることから、女性登用に関して関与することは難しい。現存の防災市民組織には、引き続き講習会や研修会の開催（通知）について参加促進に努めている。	○	○	○	－	○	－	○	現状把握及び女性向けの講習会等の実施や東京都の研修会の参加促進に努める。	
	(2)	①避難施設運営組織における女性の参画	避難施設においては、避難物資の整備やトイレの配置、着替え場所の確保等、妊婦や子育て家庭を含めた女性への配慮が必要となることから、避難施設運営組織への女性の参画を図ります。	協働コミュニティ課	パリティにおいて防災における男女平等参画に関する情報提供を行う。	A	「災害時、あなたはほんとうに避難できる？」と題して防災講座を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き実施していく。	
				危機管理課	各避難所における体制強化、平準化の進展。	B	西東京市立学校避難所運営協議会設置要綱にて市立小・中学校に設置されている避難所運営協議会の体制強化をめざし、各協議会での協議事項等の適切な運用と平準化を進めるため、アクションカードの作成を進めた。また、アクションカードを使用した避難所開設訓練を全27の小中学校を9グループに分けて実施した。	○	○	○	－	○	－	○	各避難所における体制強化、平準化の進展、各校におけるアクションカードを使用した訓練の実施。	
		②災害時要援護者の支援		特に要介護高齢者、障害者等の避難生活の支援において、男女双方の視点を踏まえます。	危機管理課	関係課との連携	B	福祉事業者や地域コミュニティ等との情報共有を行うことにより、災害時の市としての安否確認体制の確立、避難生活における自助共助公助の取り組みの充実、災害時要援護者名簿等の名簿の配布を実施し、男女双方の視点を踏まえた避難所生活の支援を図っている。	○	○	○	－	○	－	○	関係課との連携を行う。
	③男女のニーズに配慮した避難物資の整備	避難生活においては、男女のニーズに違いがあることから、男女双方の視点に配慮して必要な避難物資を整備します。	危機管理課	訓練、講話、避難所運営協議会及び各イベントを通して避難物資のニーズを把握しつつ整備検討する。	B	今後も引き続きプライバシー等の配慮が保たれる物資の購入に努めていく。	○	○	○	－	○	－	○	男女の視点に配慮し、避難物資の整備に努める。		

令和5年度担当課評価

★（重点課題）

資料3
西 東 京 市
男女平等参画推進委員会
令 和 6 年 7 月 16 日

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
190	IV-1 ★	(1)	①庁内の男女 平等推進会議 の定期的開催	庁内の男女平等推進会議を定期的 に開催します。	協働コミュニティ課	計画の実績評価報告書を通して、 庁内の男女平等推進の進捗状況を 共有する。	A	男女平等推進会議の代替として別の部長級会議で報告した。	○	○	○	○	○	○	○	庁内連携を引き続き進める。
191			②関係各課の 男女平等施策 に関する調整	関係各課が実施する男女平等施策 について調整・推進します。	協働コミュニティ課	各課事業評価を通して調整を行 う。	B	計画の評価を市長に報告し、報告書を庁内で共有することにより、男 女平等推進の進捗状況を共有している。	○	○	○	○	○	○	○	各課評価について、報告書を共有する。
192			③関係部署を 対象とした男 女平等意識の 啓発	市の各種相談窓口等、日常生活に おいて市民が接する機会の多い関 係部署の職員を対象に、男女平等 参画の必要性に対する理解促進と 男女平等意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課	市の各種相談窓口等、日常生活に おいて市民が接する機会の多い関 係部署の職員を対象に、男女平等 参画の必要性と意識の醸成を図 る。	A	新規採用職員研修にて男女平等参画についての研修を実施した。 情報誌を庁内各部署に配布した（年2回）。 職員向けのeラーニング研修を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	市の各種相談窓口等、日常生活において市 民が接する機会の多い関係部署の職員を対 象に、男女平等参画の必要性と意識の醸成 を図る。
193		(2)	①条例設置検 討委員会の設 置	男女平等参画社会の実現に向けた 施策の積極的展開のよりどころと なる条例を検討するため、条例設 置検討委員会の設置を検討しま す。	協働コミュニティ課	次期計画の策定までの間で検討を 行う。	B	次期計画において、条例の制定についての項目を設定した。	○	○	○	○	○	○	○	次期計画期間中に検討する必要がある。
194			②苦情処理機 関設置検討委 員会の設置の 検討	男女平等参画社会の形成を阻害す る人権侵害などの相談に適切・迅 速に対応するための窓口や、第三 者機関も視野に入れた苦情処理委 員会など、苦情処理機関設置の検 討を進めます。	協働コミュニティ課	次期計画の策定までの間で検討を 行う。	C	東京の調査によると多摩26市中12市が設置している。	○	○	○	○	○	○	○	設置の必要性について検討する。
195		(3)	①関係機関と の交流・連携	一自治体では取り組みが困難な施 策について、国や東京都等に働き かけを行います。また、他自治体 等と連携・情報交換しながら、法 令や規制の整備・改正に向けた動 向を把握します。	協働コミュニティ課	性的マイノリティに関する取り組 みや女性相談の実施方法等につい て、他自治体と情報交換を行う。 また、市町村男女平等参画施策担 当課長会及び同担当職員連絡会、 都内男女平等参画（女性）セン ター館長等会議で情報交換を行 う。	A	市町村男女平等参画施策担当課長会及び同担当職員連絡会、都内男女 平等参画（女性）センター館長等会議で、幅広く情報交換を行った。	○	○	○	○	○	○	○	実施する事業について検討を行う必要があ る。
196		(4)	①職員の意識 実態調査の実 施	男女平等に関する職員の意識・実 態の把握を行います。調査結果を 活用し、庁内における男女平等参 画の推進につなげます。	協働コミュニティ課	令和4年度に実施した調査結果を 踏まえ、職員の理解促進が必要と 思われる課題について、啓発を行 う。	A	職員意識調査の結果を庁内に周知した。	○	○	○	○	○	○	○	職員意識調査の結果を庁内で共有する。
197					職員課	協働コミュニティ課の調査結果を 活用し、職員の意識・実態把握の ための調査については、協働コ ミュニティ課と連携して実施に向 けた検討を行う。	B	現在研修を通じて意識啓発を図っているところであるが、今後は実態 把握や実態に応じた推進を図っていきたい。	○	○	○	○	○	—	—	職員の意識・実態把握を行う。
198			②職員研修の 実施	男女平等に関する職員研修を実施 し、職員の理解促進を図ります。	協働コミュニティ課	新入職員の庁内研修で男女平等に ついての研修を実施する。パリテ で実施している講座や講演会等を 庁内にも周知し、参加呼びかけを 行う。	A	新入職員研修にて男女平等参画研修を実施した。 また、職員向けのeラーニング研修を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	男女平等に関する職員研修を実施し、職員 の理解促進を図る。
199					職員課	職員研修所の研修案内及び庁内の 独自研修を通じて理解促進に努め る。	A	4月、10月、1月に新規採用職員を対象に庁内における男女共同参画 研修を実施した。	○	○	○	○	○	—	—	職員への十分な理解促進
200			③市発行物等 の表現におけ る男女平等ガ イドラインの 周知徹底（再 掲）	市報やホームページ、市発行物に おける表現において、男女平等の 視点が徹底されるよう、庁内に周 知するとともに、作成したガイド ラインの具体例について適宜追加 を行います。	協働コミュニティ課	市報や市発行物における表現にお いて、男女平等の視点が徹底され るようガイドラインの庁内庁内周 知を図るとともに、具体例の追加 を検討する。（再掲）	B	職員用定型文内に内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手 引き」と、表現における男女平等ガイドライン事例集を定型文に掲載 した。	○	○	○	○	○	○	○	庁内関係部署への周知を行う。
201					秘書広報課	協働コミュニティ課作成のガイド ラインを活用して広報していく。 （再掲）	A	市報・HP等の広報媒体においては、担当課と調整を図り、男女 平等意識に留意した情報発信に努めた。 特にX・Facebook・LINEなどのSNSについては積極的に活用し、よ り多くの人を対象に情報提供をした。	○	○	○	—	—	○	—	男女平等に留意しながら、多くの方に 情報が届くよう見せ方を工夫する。

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
IV-1 ★	(5)	①「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」、『「健康市役所」宣言』の周知	職員に対して「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』の周知を図ります。	協働コミュニティ課	職員に対して「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』の周知を周知を図る。	A	新規採用職員研修にて周知を行った。		○	○	○	○	○	○	○	引き続き周知方法について検討する。
		②庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ	職員に向けてワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、「西東京市特定事業主行動計画」、『西東京市「健康」イクボス・ケアボス宣言』に基づき職員一人ひとりが健康に働くことができ、また、働きやすい職場環境となるよう取り組みます。	協働コミュニティ課	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会等情報の提供に努める。	A	新規採用職員研修にて、市の現状について周知を行った。 また、職員向けのeラーニング研修を実施した。		○	○	○	○	○	○	○	引き続き周知方法について検討する。
				職員課	特定事業主行動計画を踏まえて職員向けの研修を実施するとともに、年次有給休暇の取得推進、時間外勤務時間の削減に努める。	A	西東京市特定事業主行動計画に基づく研修を実施した。研修内容は、自己のキャリアを振り返り、今後のワークライフにつなげていくというもので、ワークライフバランスの視点を踏まえた自らのキャリア形成を考える機会を提供することを目的とした。また、平成29年5月のイクボス・ケアボス宣言及びノー残業デー、20時退庁などの取組により時間外勤務の縮減に努めた。		○	○	○	○	○	－	－	引き続き特定事業主行動計画に基づきワークライフバランスを推奨していく。

★ (重点課題)

令和5年度担当課評価

★（重点課題）

資料3
西 東 京 市
男女平等参画推進委員会
令 和 6 年 7 月 16 日

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
126	Ⅲ-1 ★ (1)	①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業法、労働時間短縮等に関する講座の開催や情報提供を行います。	協働コミュニティ課	東京都との共催による講座の実施や、男女平等推進センターパリティにおける講座の実施や啓発掲示などを行う。	A	「4分割ノート術で自分の強みを引き出そう～『自分が最も輝ける』仕事～の探し方」市内在住のビジネス作家の講座をオンラインで開催した。	○	○	○	○	○	○	○	男性向けの講座の開催に向け、引き続き講座を実施していく。	
127				産業振興課	①市広報やHP等を活用し、就労関連の情報提供を行う。 ②就職情報コーナーにて、就職相談・情報提供を行う。 ③ハローワークやしごとセンターと共催で就労事業を実施する。 ・就職支援セミナー（6月と10月） ・就職面接会（7月） ・合同就職面接会（1月）	B	①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて「雇用平等ガイドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」等のパンフレット配布、東京都や厚労省、ハローワーク等からの就労関係通知や情報提供について、市広報、HPに掲載し情報提供を行った。 ②就職支援セミナー（6月・10月）、しごとフェア（就職面接会）（5月）、合同就職面接会（12月・1月）、生涯現役シニアセミナー（8月）の実施。	○	○	○	－	○	○	○	新型コロナウイルス感染症の影響が緩和してきているが、人出不足を感じる企業が多くいる。 引き続き、ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。	
128		②多様な働き方に関する情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。	協働コミュニティ課	東京都と連携した事業や、男女平等推進センター事業で講座等を実施する。また、チラシや啓発誌などで情報を提供する。	A	東京都主催、立川市、国分寺市、国立市と共催で多様な働き方セミナー「非正規社員のキャリアデザインを考える～誰もが活躍する企業をめざして～」と題して2回連続セミナーを開催した。 また、女性活躍応援事業の講座において、様々な働き方について情報を提供した。	○	○	○	○	○	○	○	講座等で様々な働き方について情報を提供するため、引き続き情報を収集する。	
129				産業振興課	①市広報やHP等を活用し、就労関連の情報提供を行う。 ②就職情報コーナーにて、就職相談・情報提供を行う。 ③ハローワークやしごとセンターと共催で就労事業を実施する。 ・就職支援セミナー（6月と10月） ・就職面接会（7月） ・合同就職面接会（1月）	B	①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて「雇用平等ガイドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」等のパンフレット配布、東京都や厚労省、ハローワーク等からの就労関係通知や情報提供について、市広報、HPに掲載し情報提供を行った。 ②就職支援セミナー（6月・10月）、しごとフェア（就職面接会）（5月）、合同就職面接会（12月・1月）、生涯現役シニアセミナー（8月）の実施。	○	○	○	－	○	○	○	新型コロナウイルス感染症の影響が緩和してきているが、人出不足を感じる企業が多くいる。 引き続き、ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。	

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
130	Ⅲ-1 ★	(2)	①市内事業者 団体に対する 情報の提供	市内事業者団体に対し、男女平等 参画やワーク・ライフ・バランス に関する情報提供や意見交換を行 います。	協働コミュニティ課	市内事業者団体との意見交換や連 携方法について検討する。	A	前年度実施した市内事業者へのインタビューを次期計画に掲載した。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き事業者との連携方法について検討 する必要がある。
131			②ワーク・ラ イフ・バラ ンス推進企業 の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進 している市内企業について情報収 集し、市内の企業・事業所、なら びに市民に向けて取り組みを紹介 します。	協働コミュニティ課	ワーク・ライフ・バランスを推進 している企業の紹介を行う。	A	前年度実施した市内事業者へのインタビューを次期計画に掲載した。	○	○	○	○	○	○	引き続き事業者との連携方法について検討 する必要がある。	
132			③公共調達を 通したワー ク・ライフ・ バランスの推 進	公共調達の際に、働きやすさなど ワーク・ライフ・バランスの推進 に取り組む企業が評価されるよう な評価方式の採用について、検討 します。	協働コミュニティ課	公共調達においてワーク・ライ フ・バランスなどに取り組む企業 が評価されるような評価方式が導 入されるよう、担当課に働きかけ る。	C	導入に向けては課題があることを確認した。	○	○	○	○	○	○	○	担当課に対して公共調達においてワーク・ ライフ・バランスなどに取り組む企業が評 価されるような評価方式に関する情報提供 を行う。
133						契約課	公共調達の際に、ワーク・ライ フ・バランスの推進に取り組む企 業の評価方式について検討してい く。	C	総合評価方式の入札制度においては、平成29年度に公共工事の品質確 保の促進に関する法律に基づいて見直しを行い、落札者決定基準の評 価項目に男女平等参画の推進を追加し、ワーク・ライフ・バランスの 推進に対応している。	—	—	—	—	—	—	○

令和5年度担当課評価

★（重点課題）

資料3

西 東 京 市

男女平等参画推進委員会

令 和 6 年 7 月 16 日

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
134	Ⅲ-2	(1)	①ハローワーク等との連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーによる就職相談の実施と情報の提供	産業振興課	再就職支援のための講習会を実施する。 就職支援セミナー（6月・10月に各3日間実施）において、保育サービスを実施する。	B	①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて「雇用平等ガイドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」等のパンフレット配布、東京都や厚労省、ハローワーク等からの就労関係通知や情報提供について、市広報、HPに掲載し情報提供を行った。 ②就職支援セミナー（6月・10月）、しごとフェア（就職面接会）（5月）、合同就職面接会（12月・1月）、生涯現役シニアセミナー（8月）の実施。	○	○	○	－	○	○	○	新型コロナウイルス感染症の影響が緩和してきているが、人出不足を感じる企業が多い。 引き続き、ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。	
135			②保育付き女性の就労準備講座等の実施	協働コミュニティ課	出産や子育て等で就労を中断した女性のために、保育付きの就労準備講座、再就職支援講座を開催する。	A	現在就労しておらず将来的な就職を目指す女性を対象に、保育付きの女性活躍応援事業を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き実施する。	
136			③働く女性のキャリア形成支援	産業振興課	再就職支援のための講習会を実施する。 就職支援セミナー（6月・10月に各3日間実施）において、保育サービスを実施する。	C	6月・10月の就職支援セミナーは、保育士及び会場の都合により未実施。	○	○	○	－	○	○	○	保育サービスの実施。	
137				協働コミュニティ課	働く女性のキャリア形成に関する講座等の実施、情報の提供や、ロールモデルの紹介等を行う。	A	各種講座や女性活躍応援事業を実施し、市内で活躍している女性が講師となった。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き実施する。	
138	(2)	①女性の活躍を推進するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の働きかけ	市内企業や事業者に対し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の周知を図ります。また、国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかけます。	協働コミュニティ課	企業や事業者等を対象とした東京都との共催講座等を通し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の周知を行う。国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかける。	A	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の理念に基づき、女性活躍応援事業を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	刊行物の配布や、労働セミナー以外に、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供する方法を、調査・検討する必要がある。	

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
Ⅲ-2	(3)	①家族経営協定の普及	女性が単なる補助労働者としてではなく、共同経営者として意思決定に参画できるようにするために、認定農業者制度における家族経営協定の普及を図ります。	産業振興課	共同経営者・家族協定の締結を促し、農業経営に女性が参画していくことを支援する。	B	令和5年3月末現在、認定農業者52名（1名女性含む）のうち、34名の農業者が女性家族を含む共同申請や家族協定を締結している。	○	○	○	－	－	－	○	農業者数の減少や家族の高齢化等もあり、共同申請や家族協定を締結する農業者が減少傾向にある。	
		②女性農業者の支援	女性農業者等の意見を聞く機会を設けることや、女性農業者への情報提供等の支援を行います。	産業振興課	農業イベント等における「JA東京みらい女性部のつながりを醸成します。また、農業者だけではなく、女性の援農ボランティアの交流の場も提供する。	B	援農ボランティアのスキルアップの場として実施している「農のアカデミー」では女性の参加者が半数近く（31人中16人）いるため、活動の中で交流を図った。 JA東京みらい新鮮館オープン記念に、女性部が加工品の販売等行った際に、市内産農産物等の啓発としてファームカーや「めぐみちゃん」を使用し、支援した。	○	○	○	－	○	○	○	女性部との連携。援農ボランティアの交流の場の設定。	
	(4)	①起業に関する支援と相談の実施	本市の起業・創業支援対策として、女性の働き方サポート推進事業を推進するほか、商工会を始めとする創業支援事業者等において実施する創業スクール、セミナー及び個別相談などへの支援を行います。	産業振興課	引続き起業相談及び経営革新の相談業務を実施する。	B	創業支援・経営革新相談センターについては、毎月市報や市HP及びセンターHPによるPR活動及び個別相談を実施。 また、令和5年6月及び10月に実施した創業スクールでは、参加者42名のうち、28名の女性が参加。	○	○	－	－	○	○	○	創業融資あっせん制度の推進、マッチング・コーディネート事業や創業スクールの実施など、センター機能を充実させ、創業のための環境整備を進める。	
		②NPO法人の設立やコミュニティビジネス等に関する情報提供、相談、学習機会の提供	市民協働推進センターゆめこらぼにおいて、市民活動・コミュニティビジネスに関する情報提供、相談、講座・セミナー、交流支援などを行います。	協働コミュニティ課	新型コロナウイルス感染症や新しい生活様式を踏まえ、NPO等市民活動団体の育成・支援等に取り組む。 また、NPO等市民活動団体をはじめ、地縁活動団体及び教育機関、農業や商業、医療、福祉関係の団体、企業、事業所、各種業界団体等、地域の多様な主体との交流・連携を促進させ、ダイバーシティの視点で、地域の課題解決（地域の活性化）に取り組んでいく。	A	【主な実施事業】 1. 広報・PR事業 ①NPO市民フェスティバルの開催 ・市民による実行委員会と協働し、商業施設でのパネル展の実施、MUGFPARKでの講演、ワークショップ等のイベントリアルイベントをおこない、団体の活動のPR、団体同士の交流の場をつくった。 ②センターの広報・PR活動 ・機関紙「ゆめこらぼ通信」を発行するほか、団体紹介冊子の作成、毎月のイベント情報の集約、ホームページ・SNSによる発信を行っている 2. 人材、団体育成・研修事業 NPOパワーアップセミナーの開催 ・育成・組織基盤強化等の講座「わかる！団体の継承と活動の活性化」を開催、団体の世代交代による継承の促進などについて学んだ。 3. 地域連携促進事業 ①団体交流会の開催 ・市内で活動する市民活動団体の相互の連携、情報共有のため交流会を実施した。 ②多者協働のまちづくり ・「知ることからはじめよう！ヤングケアラーの実情」をテーマに講演とワークショップを開催、参加団体とともにヤングケアラーについて学んだ。	○	○	○	○	○	○	○	コロナ禍から日常に戻るなかで、高齢化などで活動を終了する団体がでてきており、市民活動団体の継承や活性化が必要である。NPO市民フェスティバルなどの場の提供や、セミナーの開催等を通じて、丁寧な支援に今後も務める。	
Ⅲ-3	(1)	①男性向け家事・育児に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参画の促進につながるような情報を提供します。	協働コミュニティ課	男性を対象とした家事・育児・介護等の講座の開催や、情報誌「パリテ」等による情報提供を行う。	A	パリテまつりで男親向けの活動をしている団体と連携して男性向けの講座を開催した。 東京都と連携して、男性育休をテーマに講座を開催した。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、男性を対象とした家事・育児などの情報提供に努める。	
				健康課	妊娠届出時全件面接や、ファミリー学級等の機会を捉え、周知に努める。	A	妊娠届出時面接やファミリー学級の実施において、男性女性にとらわれることなくパートナーと協働で子育てができるよう、性と役割が固定化しないような配慮しつつ相談・周知に努めた。	○	○	○	○	○	○	○	継続する。	
				公民館	・父親も参加可能な日程で子どもとその保護者を対象とした講座を開催する。 ・妻と夫が共に学ぶ講座を開催する。	B	・父親も参加可能な日程で親子を対象とした講座を5講座、子育て中の父親と子どもを対象とした講座（料理講座）を1講座開催。父親の参加があった。 ・2館の保育付き連続講座で、夫婦で参加できるよう、それぞれ2回、日曜日に保育付きで講座を開催した。	○	○	○	○	○	○	○	男性を対象とした、家事・育児・介護を取り上げる講座を検討する。	

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
146	Ⅲ-3	(1)	②男性の育児休業取得の啓発 男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課	情報誌等を通じて、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。またパリテ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）する育児・介護休業法が記載されている「ポケット労働法」等を配布する。	A	育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2023（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により窓口に設置した。東京都生活文化局編集・発行のワーク・ライフ・バランス啓発冊子「パパとママが描くみらい手帳」をパリテに設置し、情報提供に努めた。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、情報提供を行いながら、啓発に努める。	
147				健康課	妊娠届出時面接やファミリー学級等の機会を捉え、周知に努める。	A	妊娠届出時面接やファミリー学級等の機会を捉え、周知に努めた。	○	○	○	○	○	○	○	継続する。	
148				職員課	庁内LANによる情報提供や個別相談による制度紹介を行う。特定事業主行動計画に基づく研修実施にともない、制度や実際の取得者からの体験談などを紹介する。	A	①育児休業取得対象の男性職員に対し、個別に制度の説明を実施。個人の要望にあった休暇計画を提案。 ②新人研修の中で、男性の育児休業制度や特定事業主行動計画等について説明。 ③庁内LANに男性の育児休業取得者の体験レポートを掲載。 ④令和5年度中の男性職員の育児休業取得者数：15名	○	○	○	○	○	—	—	継続して次のとおり取り組む ①制度及び制度利用実績の周知 ②「性的役割分担意識の是正」や、男性職員自身及び職場における「男性職員の積極的な育児参加に対する消極的な意識の是正」等、制度利用を支援する職場環境の整備。 ③業務量・業務分担等、各職場における業務改善。 ④配偶者が妊娠している男性職員の把握及び事前の制度説明	

★ (重点課題)

資料3
西 東 京 市
男女平等参画推進委員会
令和 6 年 7 月 16 日

体系番号				令和５年度担当課目標		令和５年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
Ⅲ-3	(2)	①介護休業取得の啓発	介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課	情報誌等を通じて、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。またパリティ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）する育児・介護休業法が記載されている「ポケット労働法」等を配布する。	A	育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2023（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により窓口に設置した。東京都生活文化局編集・発行のワーク・ライフ・バランス啓発冊子「パパとママが描くみらい手帳」をパリティに設置し、情報提供に努めた。	○	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、情報提供を行いながら、啓発に努める。
				職員課	庁内LANIによる情報提供や個別相談による制度紹介、事例紹介を行う。	A	①介護休暇取得対象の職員に対し、個別に制度の説明を実施。個人の要望にあった休暇計画を提案 ②新人研修の中で、介護休暇制度について説明 ③令和５年度中の介護休暇取得者数：１名（前年度からの継続含む） ④介護のための時差勤務を導入。令和５年度中の取得者数は４名（前年度からの継続含む）	○	○	○	○	○	－	－	継続して制度周知や活用について情報提供を行う	
				高齢者支援課	介護休業についての相談窓口の周知、介護休業法の紹介等啓発に努める。	B	・窓口において、介護休業についての相談実績はなし ・高齢者支援課フロア内に相談窓口のポスター掲示	○	○	○	－	－	－	－	窓口としての周知を図るとともに、情報提供等啓発に引き続き努める。	
		②介護講座の開催	仕事と介護の両立や介護保険サービスについて情報提供を行うとともに、介護に必要な正しい知識と実践方法等について講座を開催します。	高齢者支援課	在宅介護教室の開催	A	在宅介護教室を令和6年3月25日・3月26日に実施した（参加者7人）。開催について市報、市ホームページで周知した。	○	○	○	－	○	○	○	より多くの方々に参加していただけるよう開催時期や開催時間帯について引き続き検討する。	
Ⅲ-4	(1)	①子育てに関する相談の実施	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課	妊娠届出時の全件面接を開始し、相談窓口の充実を図る。また、子育て世代包括支援センター「いこいこ」を広く周知するとともに、「いこいこ」を活用して、幅広く情報提供を行っていく。	A	妊娠届出時の全件面接を実施し、気軽に相談支援できるよう努めた。また、その後も出産・子育て応援アプリいこいこによるメールマガジンの配信等を遠して、情報提供とともに、身近な相談先として認識していただけるよう表現なども工夫した。	○	○	○	○	○	○	○	○	継続する。
				地域共生課	市報への掲載やリーフレットの配布など、必要とされる方に情報が周知されるような周知・広報及び市民の身近な相談役としての民生委員の周知、広報を図る。	A	市報への掲載、市内掲示板、はなバスでのポスター掲示等を通じて、地域で気軽に相談できる存在として、民生委員の周知、広報を図った。 SNS等を通じた広報については、まずは民生委員自身がSNSを含むPCやスマートフォンの扱いに慣れてもらうことを目的に民生委員内でデジタル委員を設け、扱いの習熟に努めてもらうこととし、会議中のWi-Fi環境の整備や操作支援などを行った。	○	○	○	－	○	○	○	既存の手段による周知広報に加え、民生委員の理解を得ることを前提に、SNS等を通じ、より多くの市民へ情報が伝わる手段について検討・実施のための取組を進める。	
				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施する。	A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行った。 幼稚園の情報等については、適宜幼稚園の担当につなぎ、案内を行った。 延べ相談件数785件（うち父子21件）	○	○	○	○	○	○	○	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施する。	

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
Ⅲ-4	(1)	①子育てに関する相談の実施	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	幼児教育・保育課	利用者支援事業の拠点として保育課窓口地域子育て推進員を配置するとともに、地域子育て支援センター・各保育園と相談業務ネットワークによる対応により相談業務の充実を図る。 また、定期的に家庭的保育事業者等の地域型保育事業所や、認証保育所を訪問するなど、保育内容の指導・助言等の充実を図る。	A	利用者支援事業の相談業務としては、総合窓口位置付けられる幼児教育・保育課窓口、保育園における保育実践豊富な地域子育て支援推進員を配置するとともに、地域子育て支援センターでの相談・各保育園における相談など、相談の間口を広げ、ネットワークによる対応を図った。 家庭的保育事業者等の地域型保育事業者や認証保育所に対して、公立保育園の園長経験者である地域巡回支援アドバイザーや地域子育て支援推進員が巡回訪問し、保育内容の指導・助言等を行った。また、地域子育て支援センターの支援コーディネーターがセンター事業のチラシや研修案内等を届ける際に、困っていることやわからないことなどがないか聴き取りを行った。	○	○	○	○	○	○	○	○	継続実施により充実を図る。
				児童青少年課	引き続き、気軽に相談できる窓口や体制の充実を図る。 不特定多数の市民への本事業の周知の場として「こそだてフェスタ」を共催する。新型コロナウイルス感染症の影響でイベントの実施が困難な場合も想定されるため、HP等広報での周知を図る。	A	児童館で気軽に相談できるように来館者とのコミュニケーションを図った。 児童館での幼児活動や児童青少年課関連事業である「こそだてフェスタ」を実施し、気軽に相談できる場の提供をおこない、HP等広報での周知を図った。	○	○	○	○	○	○	○	気軽に相談できる窓口や体制を充実する。	
				子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターへの周知や、市HPを通してショートステイの周知を拡充していく。	A	市のHPに子育て支援ショートスティ事業のコーナーを設けて、周知を行っている。 現在、19時までの預かりを実施している。 また、子育てハンドブックや子ども家庭支援センターのリーフレットに本事業を掲載し周知している。								引き続き、子ども家庭支援センターの周知や、市HPを通してショートステイの周知を拡充していく。	
		②保育サービスの提供	誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	幼児教育・保育課	「子育て・子育てワイワイプラン」に定められた事業計画に基づき、病児保育2施設、病後児保育1施設での事業を継続する。	A	病児保育室は定員8名・1施設、定員6名・1施設、病後児保育は定員6名1施設、3施設合計20名で実施した。 延べ利用人数 病児保育室ありあ 1,184人 病児保育室えくぼ 1,452人 病後児保育室ぱんだ 847人	○	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、子育て・子育てワイワイプランに定められた事業計画に基づく供給量を確保するため、既存の3施設での事業を継続する。
				幼児教育・保育課	入園申込者の実態把握に努め、効果的な待機児童対策により入園環境の改善に努める。	A	保育ニーズに見合った定員構成の見直しを行った。 また地域子育て推進員が市内各園を訪問し、預かり保育の最新情報や課外授業等の情報収集を行い、入園申込者への選択肢拡大を図った。	○	○	○	○	○	○	○	入園申込者の実態把握に努め、効果的な待機児童対策を図っていく。	
				児童青少年課	今後も児童数が増えることと予測される小学校区域での学童クラブを整備するための準備を実施する。 引き続き、放課後子ども教室との連携を図ることができるよう社会教育課と調整する。	A	定員超過学童クラブ対応のため、柳沢小学校敷地内に学童クラブを設置するための調整を行った。 放課後子ども教室について社会教育課と調整し、学童クラブとの連携のための調整や「遊びの教室」を実施した。	○	○	○	○	○	○	○	定員超過が激しい学童クラブにおいて、学童クラブの新設に向けて関係各課と調整する。 学童クラブと放課後子供教室との連携について、社会教育課（施設開放運営協議会）と調整を行う。	
				子ども家庭支援センター	支援を要する家庭の利用が多いため、その支援方法について児童養護施設と連携を図る。	A	保護者の疾病や育児疲れ等で養育が一時的に困難となった児童を市内の児童養護施設で預かる事業である。 令和5年度は、延べ214人の児童が利用した。このうち要支援家庭については、施設との情報交換・連携を通じて継続的な支援を行った。								要支援家庭については、引き続き施設との情報交換・連携を図り継続的な支援を行っていく。	
		③子育て家庭に対する経済的な支援	子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策を実施するとともに、施策の充実を国や都に要望します。	幼児教育・保育課	幼児教育無償化による施設等利用給付費の支給に加え、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金の交付を行う。 低所得世帯及び多子世帯に、給食費の補助を行う。	A	幼児教育・保育の無償化を、0～2歳児の第2子まで拡大した。 幼稚園に通うお子さん・家庭を支援するため、幼児教育無償化による施設等利用給付費の支給に加え、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金を交付することで幼稚園の保育料に対して補助を行った。 また低所得世帯及び多子世帯を対象に、実費徴収補足給付として給食費に対する補助金を交付した。	○	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、子育て家庭へ継続的な支援ができるように努める。
				学務課	就学援助費の案内等を適宜行うとともにコロナウイルス感染防止等を踏まえ、受付期間の延長など事務事業を適切に実施できるよう努める。	A	学校等の関係機関と連携を図りながら、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者へ丁寧な案内と周知を図り、適切に支給事務を実施した。昨年に引き続き、感染症対策として当初の申請期間の1か月延長を行った。	—	—	—	—	—	○	—	感染症に関連した状況を踏まえながら、保護者へ制度の周知を丁寧に行うとともに事業を適切に実施できるよう努める。	

令和5年度担当課評価

★（重点課題）

資料3

西 東 京 市

男女平等参画推進委員会

令 和 6 年 7 月 16 日

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
165	Ⅲ-4	(2)	①子育て支援に関する相談と情報の提供	身近な地域で子育てについて相談でき、必要な情報を入手できるよう、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、子ども総合支援センターや、地域子育て支援センターの充実を図ります。また、情報誌や子育てハンドブックの作成・配布や保育付き講座を開催し、情報提供を行います。	協働コミュニティ課	保育付講座の開催や情報誌「パリテ」等による情報提供を行う。	A	男女平等推進センター主催講座のうち、オンライン講座を除いた講座を保育付きで開催した。 また、親と子どもと一緒に参加できる講座も実施した。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、保育付き講座の継続実施や情報誌等による情報提供に努める。
166					子育て支援課	子育てハンドブックを作成・配布し必要な情報の提供に努める。作成に当たっては、見やすい編集に努める。	A	子育てハンドブックを作成して母子健康手帳交付時に配付するとともに、市内幼稚園・保育施設利用者全員に利用施設を通して配付した。 また、市内各施設（田無庁舎、保谷庁舎、子ども家庭支援センター（のどか・ピッコロを含む）、地域子育て支援センター、児童館）に設置して希望者に配布し、市HPにも同内容のPDFを掲載して、広く情報提供を行った。 編集にあたっては「ハンドブック」として持ち運びしやすいサイズを損なわないように留意しつつ、各課で所管されている事業を取りまとめて、フォントの大きさや太さを工夫し、見やすい編集に努めた。	○	○	○	－	○	○	○	引き続き、子育てハンドブックを作成・配布し必要な情報の提供に努める。作成にあたっては、見やすい編集に努める。ハンドブックを配布していること自体の周知方法を工夫する。外国語を母語とする方々にむけた紙媒体での新たな対応は予算的な問題もあって難しい。（健康課で所管している「子育て応援アプリいこいこ」が多言語対応になっているため、情報提供は一定程度なされていると考える。）
167					幼児教育・保育課	地域子育て支援センター5園の各種事業の充実を図り、市報やHPなどにより情報提供に努める。	A	各種事業については、ホームページ等にて工夫を凝らし周知した。 また、電話相談についても継続して実施し、3500件を超える相談があった。	○	○	○	○	○	○	○	継続実施により充実を図る。
168					子ども家庭支援センター	子育てサークルに関する情報提供を行う。子育てイベント等に積極的に参加していく。	A	・広場では、サークル団体の紹介コーナーを設置している。1階交流ホール展示スペースでは、子育てコーナー用の机を設置して、子育ての様々な情報が分かるようにしている。 ・市の子ども子育てサービスの全般を紹介する「子育てハンドブック」において、市内で活動する子育てサークル・団体を紹介した。 ・こそだてフェスタやルビナスまつりに参加し、子ども家庭支援センターの周知を図った。								令和6年度は、こども家庭センター設置のため、リーフレット等の作成を行い周知を行う。また、子育てひろばや「子育てハンドブック」により子育てサークル・団体の情報を発信するとともに、子育てフェスタ、ルビナスまつりに参加していく。
169					健康課	妊娠届出時の専門職における全件面接相談を継続。子育て応援アプリ「いこいこ」の活用、子育て世代包括支援センター「いこいこ」の周知を継続する。 発達支援係では、市報掲載やパンフレットをリニューアルすることで広く情報を発信を行う。オンラインでの相談や情報提供が行えるよう環境を整える。	A	妊娠届出時の専門職における全件面接相談を継続。子育て応援アプリ「いこいこ」については、情報を更新し、出産・子育て世代の家庭が身近な情報元・相談先として認識していただけるよう努めた。 発達支援係では、パンフレットをリニューアルし、関係機関に広く配布した。関係機関連携会議を実施し、相談をはじめ支援の事業の情報提供を行った。市民向けの子育て講座を実施し、多くの参加があった。また、オンラインでの相談を行えるよう環境を整えた。	○	○	○	○	○	○	○	継続する。
170					公民館	・掲示板やパンフレット台等の活用や専用コーナーの設置により、市の施策や関係機関、市民団体が行う事業など、子育てや子育て支援に関する情報を提供する。 ・育児期の女性が参加できる保育付き講座を開催する。	A	・ポスターの掲示、専用のコーナーを設けてのチラシや広報紙の配架等により、庁内関係部署及び関係機関、市民団体等が行う子育て支援に関する情報や子育てに関する情報の提供を行った。 ・性別、年齢を問わず子育て中の人を対象に子育てをテーマとした保育付き講座を4講座、女性を対象とした子育てに関する講座を1講座、乳幼児をもつ母親を対象とした講座を1講座、開催した。女性を対象とした講座には幅広い世代が参加し、講座終了後、自主サークル化した。その他2講座から自主サークルが発足した。 ・不登校を取り上げた講座を2館でそれぞれ1講座ずつ開催した。 ・主に小学生の子どもをもつ保護者を対象とした講座を開催した。 ・思春期の子どもをもつ保護者を対象とした講座を開催した。	○	○	○	○	－	○	○	保育付き講座等の情報が必要としている人に届くよう、広報について検討する。

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
Ⅲ-4	(2)	②地域で子育てを支え合う 保育サービスの提供	身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センターを、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、整備・充実を図ります。	幼児教育・保育課	一時保育を引き続き実施するとともに、一時保育の拡充に向けて事業者へ働きかけを行う。 また、サポート会員養成講座に公設公営園の職員が講師として参加し、子どもの育ちや安全・健康等についての講話を行うなど、ファミリー・サポート・センターの事業を支援する。	A	7月から公立園5園で0歳一時保育（一時預かり余裕活用型）を開始した。 保育士の確保が難しい状況が続いており、同規模での実施が継続できるよう、例えば民設民営園に対しては、都の補助金の利用を案内するなど、事業者へ働きかけを続けている。 サポート会員養成講座に公設公営園の職員が講師として参加し、子どもの育ちや安全・健康等についての講話を行った。	○	○	○	○	○	○	○	○	継続実施によりサービス提供
				幼児教育・保育課	サポート会員養成講習会を実施する。	A	市報や市のホームページに事業内容を掲載し、引き続き事業PRを行った。講習会、説明会の開催日や時間を参加しやすい時間に変更して実施した。 サポート会員は、168人で新規入会が18人だった。 主な活動内容としては、保育所・幼稚園の迎え、帰宅後の預かり、学童の放課後の預かり、放課後児童クラブの迎え・預かり、小学校通級・通所施設送迎・預かりである。	○	○	○	○	○	○	○	○	今後も継続してファミリー・サポート・センター事業説明会の実施、サポート会員養成講習会や研修を実施する。 引き続き子育てで家庭に対して、積極的に周知をしていく。
		③子育てサークルの育成と支援	地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。	児童青少年課	引き続き、サークル活動への情報提供及び活用支援を行っていく。	A	児童館主催の幼児向けイベントでは、イベントに参加する幼児以外の子どもを連れて参加できる講座を小規模ではあるが開催し、参加者の情報交換の支援を行った。「こそだてフェスタ」では、17の団体がブースを出店し情報の発信提供の場となった。	○	○	○	○	○	○	○	○	情報提供方法を拡充する。
				子ども家庭支援センター	子育て世代の居場所作りに向けて引き続き検討していく。	A	・活動室の利用延べ件数は238件で、利用延べ人数は1,859人だった。子育てグループ活動室については令和元年7月1日以降、「活動室」として男女平等推進センターと共有となった。 ・住吉小学校育成会「わかば」を中心に、小学校の保護者等で構成するルピナスまつり実行委員会により、10月8日に世代間交流と子どもの居場所づくりとして、第8回ルピナスまつりを開催した。子育て広場利用をしている子どもたちの塗り絵の展示、地域の団体や日本社会事業大学の学生の参加など、地域の子どもや大人、スタッフら762人が参加した。 ・住吉会館では、共有ホールやオープンスペースの開放を行い、大人達の交流の場、地域の子ども達の居場所並びに中・高校生の学習の場として老若男女を問わず様々な世代の利用があった。								引き続き子育てでグループの活動の場として「活動室」の貸出を行っていく。 今後も育成会「わかば」と連携して、世代間交流や子どもの居場所づくりを行っていく。	
				公民館	・育児期の女性が参加できる保育付き講座を開催する。 ・参加者の関係形成に配慮しながら、保育付き講座を運営する。 ・学習支援保育や公民館市民企画事業等の制度により、子育てサークルの活動を支援する。 ・保育室運営会議の開催等により、子育てサークルの交流を図る。	A	・子育てに限らず、様々なテーマの保育付き講座を9講座実施。子育て世代に学習機会を提供するとともに、参加者の関係形成に配慮した講座運営を行い、自主サークル化を支援した。4講座からは、終了後、自主サークルが発足。また、職場復帰者が多い等の理由により自主サークル化しなかった3講座では、参加者有志が既存の子育てサークルに加入した。 ・自主サークル9団体を対象に学習支援保育を実施し、サークル活動を支援した。 ・保育室を設置する館で保育室運営会議を5～11回開催し、子育て世代が情報交換する機会を提供するとともに、自主サークル同士の関係形成を図った。 ・職員は、自主サークルの相談に応じるなどニーズ把握に努め、日常的に活動を支援している。	○	○	○	○	—	○	○	子育てをテーマとした保育付き講座を開催する。	

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
Ⅲ-4	(3)	①子育てに関する相談の実施(再掲)	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課	妊娠届出時の全件面接を開始し、子育て包括支援センター「いこいこ」の周知を図るとともに、相談窓口の充実を図る。	A	妊娠届出時の全件面接、こんにちは赤ちゃん訪問、電話相談等、様々な形で相談支援の充実を図った。	○	○	○	○	○	○	○	継続する。	
				地域共生課	市報への掲載やリーフレットの配布など、必要とされる方に情報が周知されるような周知・広報及び市民の身近な相談役としての民生委員の周知、広報を図る。	A	市報への掲載、市内掲示板、はなバスでのポスター掲示等を通じて、地域で気軽に相談できる存在として、民生委員の周知、広報を図った。 SNS等を通じた広報については、まずは民生委員自身がSNSを含むPCやスマートフォンの扱いに慣れてもらうことを目的に民生委員内でデジタル委員を設け、扱いの習熟に努めてもらうこととし、会議中のWi-Fi環境の整備や操作支援などを行った。	○	○	○	－	○	○	○	既存の手段による周知広報に加え、民生委員の理解を得ることを前提に、SNS等を通じ、より多くの市民へ情報が伝わる手段について検討・実施のための取組を進める。	
				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施する。	A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行った。 幼稚園の情報等については、適宜幼稚園の担当につなぎ、案内を行った。 延べ相談件数785件（母子764件、父子21件）	○	○	○	○	○	○	○	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施する。	
		②ひとり親家庭の生活支援	ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパーの派遣、母子・父子福祉資金貸付等の支援事業に取り組めます。	子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談や、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、母子・父子自立支援プログラム策定員による就労相談事業を実施する。 ※「母子自立支援プログラム策定事業」及び「母子自立支援プログラム策定員」は、平成26年10月からそれぞれ「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「母子・父子自立支援プログラム策定員」に変わった。	A	ホームヘルプサービス事業のHPの掲載内容を更新するとともに、継続利用者の更新手続き書類の記載内容をわかりやすく修正した。また、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当の現況届提出時に配布し、周知に努めた。 【ひとり親相談】 延べ相談件数785件 【母子及び父子・女性福祉資金貸付】 貸付件数58件 ←これまで延べ月数で記載していたが、事務報告書に合わせ人数に変更 【ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業】 派遣状況 7世帯 338回	○	○	○	○	○	○	○	母子・父子自立支援員によるひとり親相談や、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、母子・父子自立支援プログラム策定員による就労相談事業を実施する。	
		③ハローワーク等との連携による就業支援	ハローワーク等と連携し、ひとり親家庭就業支援専門員による相談や情報提供、母子・父子自立支援プログラム策定事業等の就業支援を実施し、ひとり親家庭の就業機会の拡大を図ります。また、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等の事業の周知を図ります。	子育て支援課	母子・父子自立支援プログラム策定員が、ハローワークと連携し、就労支援を実施する。また、アフターフォローを業務の流れに位置づけられるよう検討する。	A	相談者個々の状況やニーズに合ったきめ細かい自立・就業支援を行った。 アフターフォロー希望者へ向け、就労決定半年経過後に手紙によるフォローアップを行い、就職率の向上、職場定着等を図った。また「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当の現況届提出時に配布し周知に努めた。 【就業支援申込】 46件 【就職者数】 18件 【プログラム策定件数】 21件 【アフターフォロー】 23件 【高等職業訓練促進給付金】 18件 【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 5件	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、認知度向上のための周知活動と相談者のニーズに合ったきめ細かい就労支援・フォローアップに努める。	

令和5年度担当課評価

★（重点課題）

資料3
西 東 京 市
男女平等参画推進委員会
令 和 6 年 7 月 16 日

体系番号				令和5年度担当課目標		令和5年度担当課評価										
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	担当課 評価	執行状況・事業評価	評価の着眼点							次年度の課題	
								1	2	3	4	5	6	7		
Ⅲ-5	(1)	①地域での福祉に関する相談と情報の提供	介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、地域包括支援センター等における相談体制の充実を図ります。	地域共生課	行政などからの情報提供が地域に届くよう、また地域からの声が行政などの関係機関に届くよう、民生委員に対し、「地域と行政とのパイプ役」としての民生委員が十分に機能を果たすことができるように研修等を通じて徹底を図る。	A	民生委員による協議会の事務局業務を担うことにより、民生委員が、行政と地域とをつなぐパイプ役となれるよう、毎月の定例会議の場などで、行政サービスなどの情報の積極的な提供に努めた。また、分野別部会による民生委員の自主研鑽への支援のほか、東京都、東京都社会福祉協議会などの研修機会を活用した研鑽の支援を行った。	○	○	○	－	○	－	○	引き続き、民生委員による協議会の事務局業務を担うことにより、分野別部会による民生委員の自主研鑽への支援のほか、東京都、東京都社会福祉協議会などの研修機会を活用した研鑽の支援を行う。	
				高齢者支援課	地域包括支援センターにおいて、地域の関係者とのネットワークの強化に取り組むと共に、介護サービスを含む様々なサービスや多様な地域資源の把握・活用により総合的な相談体制の充実に努めます。	A	・各センターにて地域ケア会議を開催し、地域課題について関係者と協議しネットワークの強化に取り組んだ。 ・地域サポート「りんく」と連携し、多様な地域資源の把握・活用に務めた。 ・地域包括支援センターの体制については、運営協議会（年3回）開催を通じ、実績の分析、自己評価等のあり方の検討を行っている。地域包括支援センターの負担軽減を図りながら、相談体制については充実を図ることとする。	○	○	○	－	○	○	○	引き続き連携の継続と強化に努める。地域包括支援センターの負担軽減や市の後方支援の体制強化も課題。	
				障害福祉課	・市報、HP、障害者のしおりを活用した制度周知を図る。 アプリやFacebook等を活用し、さらなる周知に努めていく。 ・障害福祉課、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、相談支援事業所が連携し、必要な相談支援を実施する。	A	障害者のしおりにについては、記載内容・レイアウトを見直し、分かりやすいものにした。 市報やHPを利用し、制度やイベント周知を行った。 Twitter等のSNSを積極的に活用し、さらなる周知を図った。 地域生活支援拠点の整備にあたり、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業所の連携体制を整理し、事業の活用を検討した。 重層的相談支援体制整備会議に参加し、地域包括支援センター他関係機関とケース検討、地域課題の抽出を行った。	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、継続実施に努める。	
		②地域でふれあい、ささえあうネットワークの形成	ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等地域で支えあう体制の充実を図ります。	地域共生課	民生委員、ほっとネット推進員ともに数的な部分の充実を図るために、人材の発掘に努めるとともに、相談対応能力の向上などの内容の充実を図るために研修の充実にも取り組む	A	民生委員については、令和4年12月の改選に伴い、令和4年12月1日時点で130名となった。民生委員や関係機関等の協力を得ながら、民生委員の担い手発掘に努め、令和5年4月1日時点で136名、令和6年4月1日時点で138名となった。引き続き民生委員の担い手発掘に努める。また、相談対応能力の向上に向けて、民生委員相互の情報交換の機会を設けることで、スキルアップに取り組んでいる。 ほっとネット推進員については、令和5年3月31日時点で431名、令和6年3月31日時点で439名となった。地域の様々な場所（サロン、自治会、子ども食堂等）にて出前講座を行うなど、人材の発掘に努めた。	○	○	○	－	○	－	○	引き続き民生委員、ほっとネット推進員ともに人材の発掘が必要である。	
高齢者支援課	一人でも多くの高齢者に見守りの目が行き届くよう、ささえあいネットワークの充実を図る。			A	令和6年度3月末現在 1 登録数 (1)ささえあい協力員 1,468人 (2)ささえあい協力団体 307団体 (3)ささえあい訪問協力員 311人 (4)ささえあいメール見守り協力員 27人 2 ささえあい訪問サービス利用者 106人 3 ささえあいメール見守りサービス利用者 5人 4 ささえあい訪問協力員養成研修 1回	○	○	○	－	○	○	○	一人でも多くの高齢者に見守りの目が行き届くよう、ささえあいネットワークの充実やその活用について、検討する。			

